

平成26年第5回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成26年11月28日（金）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時39分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員 なし

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 14号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 9号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 8号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 3号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2

- 号) について (市長提出)
- 日程 第17 議案第15号 新市建設計画の変更について (市長提出)
- 日程 第18 議案第16号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について (市長提出)
- 日程 第19 付託第1号 請願書等の付託について (議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。早朝より、議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成26年第5回那須烏山市市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日から定例会にあたり、去る11月21日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 御挨拶申し上げます。平成26年第5回那須烏山市議会12月定例会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用、御多忙の中を御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、日本経済の状況に目を向けますと、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減により総じて低迷をしているものの、夏から秋にかけて回復が見込まれる状況にあるとされておりました。しかしながら、内閣府が11月19日に発表いたしました7月から9月の実質国内総生産GDPの速報値は、前期比の年率換算でマイナス1.6%と予想外の2四半期連続のマイナス成長にとどまりました。

このような要因もありまして、消費税増税10%は、2017年4月へと先送りとなりました。この延期をめぐり、先週21日に衆議院が解散となり、解散による総選挙は12月2日公示、14日に選挙が執行される予定となっております。

安倍首相は、2012年12月の政権発足後、金融緩和と財政支出、成長戦略の3本の矢を掲げ、デフレからの脱却を目指し取り組んできた経済政策アベノミクスの継続及び消費税10%の増税を18カ月先送りし、増税の信を問う考えを表明をしております。

しかしながら、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であります人口減少問題に対応するべく、地方創生の5カ年計画、総合戦略の決定、これなども年末から年明けに延期される見通しでありまして、これらの重要政策が停滞をするおそれがあるのではないかと危惧をいたしております。

私は、昨年11月の臨時会におきまして、3期目の市政運営につきまして所信を述べさせていただきます。この激動の社会情勢の中で、また厳しさが増す地方自治体の環境の中で、総合計画後期基本計画の着実な推進を目指して、誠心誠意、安全・安心な住みよいまちづくりに取り組んでまいりたいと申し上げました。

特に、教育、福祉、医療分野の充実は、合併以来、市民の生活のかなめとして最優先で取り組んでまいりました。安全で安心なまちづくりを目指すこと、特に、将来を担う子供たちが元気に健やかに育ち、このまちに住み続けたいと思ってもらえるように、そして、今後、このまちのリーダーとして活躍をしていただけるよう、地域を挙げて安全・安心な環境づくりに取り組んでいくことが大切であると感じております。

さて、秋は文化の秋、スポーツの秋と申します。ことしの秋は晴天に恵まれ、市内の各地域で運動会、文化祭など、各種行事が多く市民の参加により盛大に開催をされました。議員各位におかれましても、御多忙のところ、御参加をいただき、大変ありがとうございました。

このような中で、台風の影響もあり、一部の交流大会が中止になるなど、あいにくの天候ではありましたが、先月4日土曜日から7日火曜日までの4日間、ねんりんピック栃木2014が、「咲かせよう！長寿の花を栃木路で」をテーマに開催をされました。栃木県内14市6町の会場におきまして、24種目のスポーツや文化の交流大会が行われまして、4日間で約41万人の選手、観客が訪れたところであります。

本市におきましても、烏山城カントリークラブを本会場といたしまして、俳句交流大会が行われました。230人の俳句愛好家が吟行会場の龍門の滝、矢沢のやなで思い思いの句を詠まれ、当日投句450句の中から、大会会長特賞や入賞句が発表されました。

また、本会場のおもてなしコーナーでは、おもてなしの心を大切に地域の名産が振る舞われ、訪れた方々と市民の交流が大いに図られ、この全国規模の大会が無事終了できましたことに対し、議員各位、市民の皆様を初め関係者各位の御協力に感謝を申し上げるところであります。

なお、この大会で歓迎のことばや募集句選者を務めるなど、大会運営のために多大な御貢献をいただきました栃木県俳句作家協会会長木島松穹先生が10月25日に逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに御冥福をお祈りいたします。

この10月に合併10周年を迎えました。まだまだ、重要課題が山積をしている。このように感じております。特に、今期定例会におきましても、議員各位から御質問をいただいております。

ます人口減少問題に関しましては、喫緊の最重要課題と認識をいたしております。

人口減少対策の一環として始まりました若手職員によりますワールドカフェ（ここなす姫カフェ）は、その拡大版といたしまして、今後、リーダーとなるべく若い市民を交えた意見交換の実施を予定いたしております。

また、先月、企業訪問といたしまして、佐藤昇市議長とともに、各企業の代表者に対し、市の魅力を売り込みつつ、かつ意見交換を踏まえ、本市の課題を再認識をしながら、地域活性化のため定住促進、雇用促進に向け、市内20社の企業訪問、烏山高校、馬頭高校への学校訪問を実施し、トップセールスを行ってまいりました。年内に、さらに数社の企業訪問を予定しております。今後も適宜必要に応じて続けてまいりたいと考えております。

人口減少問題の消滅可能性都市の公表は衝撃的でしたが、真摯に受けとめ、真に有効な対策を待ちの姿勢ではなく、攻める気持ちを持って立ち向かうべきと考えておりますことから、これを好機としてとらえ、市の活性化につなげてまいりたいと決意を新たにしているところであります。議員各位におかれましても、今後とも各種事業に御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、今次定例会におきましては、執行部より提案申し上げます案件は、補正予算案5件、承認案1件、条例案6件、人事案2件、議決案2件、計16件であります。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

7番 川俣純子議員

8番 渋井由放議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月10日までの13日間といたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（佐藤昇市） 日程第3 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度那須烏山市一般会計補正予算について）を議題とします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き、省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の概要は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）を11月21日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

本案は、平成26年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,930万円増額し、補正後の予算総額を120億3,447万3,000円とするものであります。内容につきましては、12月14日に執行されます衆議院議員総選挙に係る経費の予算計上であります。財源につきましては、県支出金及び財政調整基金をもって措置をいたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私も自分で選挙をやっている、素朴な疑問で申しわけないんですけども、ポスターの掲示板を設置するということがございますが、このポスターの掲示板というのは、法律的には例えば人口割とかまた距離別とか、何かそんな決まりがあっでできているのかなと思うんですけども、人口はどんどん減ってきております。距離はもちろん縮まりませんけれども、その辺、毎年、選挙をやるたびに確認をしているのかどうかをお伺いしたいと思

うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 掲示板の設置につきましては、ただいま洪井議員からありましたように、投票有権者数並びに距離、また投票所の設置箇所数によりまして設置をされるわけでございます。今回の掲示板の設置箇所数は205、前回、市議会議員選挙よりも1カ所減っております。これはやはり有権者数減に伴うものでございます。そのようなことで、毎回これらについては、見直しが行われております。

以上です。

○8番（洪井由放） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第6号の専決処分でございますが、中身は衆議院選挙の費用ということでございましてわかるんですが、歳入のほうを見ますと、全額、国のほうから支出金として出されるのかなというふうに考えていたんですが、一般会計から1万円を財政調整基金から繰り入れるということでございますが、これはいかなる理由なのか。御説明いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 御指摘のとおり、国の国政選挙でございますので、本来100%国の委託金で事業処理するものでございますが、予算の執行にあたりまして、各費目ごとにどうしても1,000円未満の端数が生じます。その関係で、1万円ほど一般財源を補填しておりますが、最終的に実績に応じまして3月の補正予算で調整をさせていただきます。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意
について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員3人の任期が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任をされます横山通有氏、岩附淳一氏、鈴木英男氏の3名につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただいております。3名とも人格円満かつ高潔であります。行政全般にわたり深い識見を有し、さらにはこれまでの経験を重ね、公正かつ適正な審査を行う本職の適任者であります。

どうか御審議を賜りまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することとなっております。現在、人権擁護委員であります小林洋子氏が平成27年3月31日をもって任期満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたく提案するものであります。

小林洋子氏は、平成23年4月から1期3年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚に御貢献をされました。ここに日ごろの御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

小林洋子氏は、誠実、温厚なお人柄であります。38年間の長きにわたり、県内小中学校に奉職をされ、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。

御審議を賜りまして、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度において定められた子ども・子育て関連3法のうちの1つであります子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の児童福祉法第34条8の2第1項の規定に基づき、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定をしようとするものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 命によりまして御説明をさせていただきます。

11月21日に開催されました全員協議会で御説明をした内容と重複する点もございますので、御了承をお願いいたします。

議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月から始まります子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法第34条の8の2の第1項の規定に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

この設備及び運営に関する基準は、地域の子育てのため、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならないと規定されております。また、同条第2項の厚生労働省令で定める基準に従い、国の基準に基づき本市も同様の基準内容で条例を制定いたします。

なお、那須烏山市子ども・子育て会議においても、この条例案を御審議をいただき、12月議会に上程することの承認を得ております。

それでは、条例の1ページ目をごらんください。条例の第1条におきましては条例の趣旨、第2条には最低基準の目的が規定されております。第3条では、市は最低基準を常に向上させるよう努めるものとなっており、また、第2項では、事業者に対し設備及び運営を向上させるよう勧告することができると、市の責務等が規定されております。

さらに、各条項では、放課後児童健全育成事業者の責務、差別的取り扱いの禁止、虐待等の禁止、事業者の運営規定、苦情への対応等、全22条と附則からなる規定となっております。児童が明るくて衛生的な環境のもとにおいて、心身ともに健やかに成長されることを保障する

内容の条例基準となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 日程第6 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということでございまして、いわゆる学童保育ですね、これが子育て3法の中で位置づけられまして、自治体が今までなかった児童福祉法の第6条のままではございますが、児童福祉施設にはならなかったものの、自治体が条例で基準を定めるなど、市町村の責任が明確にされたという点で非常にいいことだなというふうに思います。

そこで、本市におきましては、この間、烏山小学校が2カ所、境小学校、七合小学校、荒川小学校、江川小学校ということで、定員の数をお示しいただいたんですが、放課後児童クラブの入室状況を見ますと、通常というのがありまして、それと長期というのがありまして、それぞれ分かれているんですけども、この間の定員は両方一括で出されたのかなというふうに思うんですけど、この間の定員全体では270名ですかね、烏山小学校が2カ所で80名、境小学校が30名、七合小学校が50名、荒川小学校が60名、江川小学校が50名でしたね。

しかし、放課後児童クラブの入室の状況を見ますと、通常が193名、これは平成26年度でございまして、長期が84名ということで、277名になっております。この点、待機児童が出るようなことはないのかどうか。その辺の運用についての御説明をいただければと思います。

さらに、烏山小学校の学童保育に関しましては、これまで旧青年の家のこども館で学童保育を進めてきたわけですが、新年度からは烏山小学校校内で実施をするというような予定だそうではありますが、それでは、烏山小学校のどこを使って学童保育を実施する予定なのか1点です。

もう一つは、こども館は放課後児童クラブが小学校に入るわけですから、こども館はあいたところを今後どんなふうに活用する予定があるのか。その辺の内容について御説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、第1点目の待機児童関係なんですが、11月現在で

通常と長期を入れまして290名の登録がございます。来年4月からについても待機児童が出ないよう努めてまいるといふ考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、今、議員からの御質問の中で、来年度から烏山小学校へ学童が移るといふお話がありました。これについては今後、学校教育課と、また、烏山小学校とも協議をしながら進めていくこととなりますので、来年といふことではまだない状況となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、学童が移動した後、こども館の状況はどうなるのかということですが、これについては、今後、烏山学童の移動も含めて、その中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 定員が277名のところ、現在、290名が登録しているということでございます。したがって、この間の全員協議会で示された270名では到底足りませんので、その辺、待機児童が出ないような対応をお願いしたいと思うんですが、これは何か児童並びにその保護者が希望すれば、放課後児童クラブに入室できるんでしょうかね。その辺の基準、要するに保育に欠けるとかそういうようないろいろな制約があつて、入れない場合もあるんでしょうかね。その辺、ちょっと制約があるのか、希望すれば利用できるのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

もう一つは、民間でも学童保育をやられているんでしょうかね。みどり幼稚園、みどちゃんがやられているんですけども、来年からおやめになるということで、保護者間でこれからどうなるのかなという心配があるようなので、その辺、問題ないように対処してもらいたいなというふうに思うんですけども、烏山小学校内で学童保育をやるのはこれからの検討課題だというふうに思って受けとめてよろしいのかどうか、確認をしておきたいと思います。

いつごろにそれが小学校内に、私ども議会のほうは、初めから小学校内でやっていたんだから、小学校内で続けるべきだと言ったのに、無理やり青年の家を老朽化した建物をお金をかけて直して、あそこに学童保育を押し込んだと。こういう経過があつたものですから、子供たちがそういう犠牲にならないように対応してもらいたいなというふうに思うんですけども、いつごろから烏山小学校の校舎内で学童保育が実施できるのか。その辺についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、放課後児童クラブに入所できる児童につきましては、基本的には保護者の方が労働等によりまして、昼間家庭にいないという児童を対象にして行っております。

次に、現在、みどちゃんのほう、みどり幼稚園さんのほうで学童保育をやっておりますが、園長のほうから平成27年の4月からにつきましては、学童を実施することは困難であるというお話を受けておりますので、烏山の学童のほう、全員受け入れる方向で、今、準備等を考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、烏山小学校へ、いつ行くかという点についても、先ほどお答えしましたとおり、学校教育課、烏山小学校ともよく協議をしながら、また、烏山放課後児童クラブ設備検討委員会の中でも検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） この市の責務第3条になりますけれども、どんどん最低基準を超えていいものをつくっていきましようというような、これ、どちらかという民間が運営するものに対して指導していくんだよというようなつくりになっておりますけれども、我が市の場合は市がやって委託をしているというような状況かなというふうに思います。

ですから、市みずからのものを向上をさせていくんだよというようなとらえ方になるかと思うんですね。何が一番問題かといいますと、子供たちの安心安全ということがここに載っているとあります。それで、子供たちの安心安全、例えばスクールバスを出して交通事故に遭わなかったり、ほかの被害に遭わなかったりというようなことも、そのひとつだと思いますけれども、まず、建物が耐震ができていなくてどうにもならないんだよというようなところに入っているということ自体が、大きな問題ではないのかなと。

この前の地震では何とかもりましたけれども、長野の地震、どうもあの揺れの状況によってつぶれるというようなことがあるようだというのがだんだんわかってきた。そういう中にありまして、そういうのがわかってくるとすれば、速やかに耐震性のあるところに移動するというのが市の責務ではないかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方はいかがでございますか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 確かに洪井議員のおっしゃるとおり、私もそのように考えております。今年度中に再度検討委員会を開きまして、よくその点については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） この消火器なんかを非常災害対策ということで第6条ですね、消火器なんかを設置をしまして、この月1回訓練を行うと。燃えるより燃えないようなところに移動するというほうはるかに安心安全ではないのかなと思いますが、この辺は今やっているところ

ろを考えてみて、どのように思いますか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 渋井議員のおっしゃるとおりだと私も考えております。現在、確かに木造の建物ですし耐震もございません。早いうちに、できれば烏山小学校の鉄筋コンクリート造りの中に移動できればと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 民間が、もしやるとすれば指導するわけでございますけれども、市がみずからそういうことができていないのに指導するというのは、本末転倒になりますので、その辺きちんとみずからやって、そうしてからこういうを出すのが本当かなと思うんですが、今回は私は我慢しますけれども、速やかにやっていただくようお願いをして終わりますので、答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） みどちゃんクラブのことも耐震のことも言っていたので、私からは第10条の中に資格者ですね、事業者の支援委員のがかなり出ていますけれども、最後の3番に補助員というのが出てきます。この補助員という方には特別資格とか、研修を受けるとかというのはないのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 補助員については、特別資格というのはございませんが、今度支援員と同じように研修には参加していただく考えでいます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） もしもですね、研修もあるかもしれませんが、いつも小堀議員が言っているように、そういう補助員の中にそれなりのエキスパートの人を月に一遍とか入れていただいて、いろいろなものを市でやっている、それでも陶芸でもいいし、遊びでもいいし、何か作物をつくるとか、そういうことを教えてもらったり、一緒にできるようなことが参加できるとありがたいなと思います。逆にあまり規則で縛り過ぎちゃって、ただただいるだけの時間をつくるよりは、何か学んだり、見られるような時間をつくれるといいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） そうですね。放課後、終わった後、放課後児童クラブへ来まして、そこで基本的には遊びなどを行っているんですが、たしかに市のそういうエキスパート、そういうのを入れるのもひとつのすばらしい案かなと思いますので、そこら辺も今後、のうさ

ぎクラブとも協議しながら、進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 特に毎日のは身近な人かもしれませんが、長期の夏休みとかそういったときには、カヌーとかいろいろなものがあると思うんです、この市独特でできそうな。そういうのに派遣したりとかできるとありがたいなと思うので、今後、計画の中に入れてくださればいいなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 来年度にぜひ入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。検討してまいります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今までの質問とちょっとダブるところがあるんですが、ただいま上程されております議案第7号、これはもう一度確認しますけれども、今のこども館のところに学童保育がありますね。これをその前は烏山小学校の中に学童保育があった。それを我々は反対したんですが、今のこども館のところにもってきた。また、今度、烏山小学校の中に入れるということがございますね。

これはそのときの答弁で、教育長の答弁でしたかね、烏山小学校の施設がいっぱいだと。いっぱいなんで、現在のこども館のほうにもっていかざるを得ないんだというようなお話でございましたけれども、いっぱいだった。それが今、人数は多少減ったんでしょうが、その辺の状況について、今、生徒数がそのとき何人で、教室の状態がどういう状態だったから使えなかった。今度はどういうふうにするから使えるというような、おおむねわかっていることがあったらば、お答えいただきたいと思えます。

それから、この条例案の2ページ、第5条の第4項、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、みずから評価を行い、その結果を公表するように努めなければならないというふうな文がありますけれども、これは今までも毎年、その年度ごとの運営に対して、事業者は評価を行って、その結果を行政のほうに報告がされていたのかどうか。その2点について伺いたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 烏山小学校の空き教室については、平成27年の1月ごろ、委員会を開きまして、その中で烏山小学校の空き状況も確認しながら検討を進めたいという考えでおります。

次に、第5条の第4項につきましては、市のほうで毎年、放課後児童クラブの監査を実施し

ております。中間監査と最終的な監査。その中でいろいろ状況等を確認しながら、運営の方法を確認しながら、実施しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） もう一度繰り返しますけれども、あのときは烏山小学校の中の空き教室がないので、今のこども館のほうにつくるということだったんですよ。それが、今度はまた、小学校の中に入れるということは、あの当時、私は少なくとも反対したんです。それがまた入るということは、児童数があの当時何人から何人に減って、幾つぐらい教室が空くめどがたったというようなこと、当然それがわかっていて烏山小学校のほうにもっていくわけですから、それについてちょっとお話してください。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 大変申しわけございません。当時のことについては、現在ちょっと把握しておりません。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 青木こども課長が答弁されるのが本当かと思いますが、当時のいきさつを少し記憶をよみがえらせますと、この制度がスタートさせた折に、まずは烏山小学校の子供たちを中心にした放課後に、長期休業中、これを試行的にスタートさせた記憶があります。現在、特別支援教育の部分で使われているところをシートを敷いたりという、もろもろの工夫をしながら、長期休業中でもいいだろうということでスタートし、少し間延びした感はありますが、適切な箇所がお隣に見出せたようで、こちらのほうに移されたというのが、当時のこの制度のスタートした時点の記憶はそのように思っていますが、大体間違いないかと思っております。

ただし、児童生徒数の減少について、これからどうなるかということについては、学校教育課長、こども課長と調整しながら、制度の安心安全を図れるような箇所をしたいなという思いは久保居議員と一緒にございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） この制度をせっかくだとつくるので、こんなふうにしたらいんじゃないかなという意味で質問しますけれども、この放課後児童健全育成事業主ですね、これは学校単位ごとにきちんとつくるのか。それとも全体をつくって、出張所的に同じようなことをやるという、そういうことを考えたときにどちらなんだろう。

僕の意見としては、各学校ごとに本当にその事業主というか、これから子供たちのためにこんなのをやってみよう、あんなのをやってみようという、そういうふうな自主的にすばらしい企画ができるような組織に絶対すべきだと思うんですけども、その辺の考えはどうなんですかね。

それを例えば学校に任せたら、学校はすごく負荷がかかって大変。これを役所がやろうとしたら役所の担当がすごく負荷がかかって大変ということを見ると、やっぱり各学校ごとに僕がいつも言っている協議会みたいなことをきちんとつくっていくと、うまくいくんじゃないかなと思うので、その辺の考えをちょっと確認させてください。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） この新制度におきましては、事業者が各放課後児童クラブのその事業所ごとに、一応運営規定とかそのようなものをつくるような形になっておりますので、その運営については各所ごとに行事等もいろいろやるような形になると思いますが、大もとについては事業者がそれをとりまとめてやるような形になるのかなど、そんなふうに考えております。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと説明されたことがよくわからないんですけど、要は事業の大もとが企画をして、学校単位では出張所みたいな感じだというふうに受けとめたんですけども、多分それではうまく運営できないと思うんですね。上から指示を待っているようなそういう組織になってしまうのは、とてもおもしろくないというか、やっているほうもやられているほうも、市役所もおもしろくないので、ぜひどんどん自主的にいろいろな活動ができるようなそういう仕組みをぜひ考えてほしいと思うんですけども。今の答弁に対して怒った質問ですから、ぜひそんなことを検討してほしいなと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） ただいまの御意見を十分慎重に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第9号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について及び日程第8 議案第8号 那須烏山市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、平成26年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準ずるものなので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第7 議案第9号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について

◎日程第8 議案第8号 那須烏山市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第9号及び議案第8号の2議案については、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第9号、議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、平成26年8月の人事院勧告により、民間給与が国家公務員の給与を上回っていることから、国家公務員の月例給及びボーナスの支給月数を引き上げる勧告がなされたことに伴い、市職員の給料月額及びボーナスの支給月数について、国家公務員の改定に準じた引き上げ措置を講じることとする改正のほか、同勧告に基づくその他所要の改正をするものであります。

議案第8号 那須烏山市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成26年8月の人事院勧告に準じ、市職員の給与におけるボーナスの支給月数が0.15月分引き上げられることに伴い、市長及び副市長並びに市議会議員の期末手当についても同様の措置を講ずることとするため、所要の改正をするものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。第1条による改正につきましては、平成26年度分の期末手当については、既に6月分が支給済みのため、12月分において0.15月分を加算し、1.70月分を支給することとする改正をするものであります。現行の2.95月分から0.15月分引き上げとなり、合計支給月数が3.10月分となります。

第2条による改正につきましては、平成27年度以降の期末手当の支給割合について合計支給月数を3.10月分になるように、平成27年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給割合について改めるものでございます。

第3条による改正につきましては、議長、副議長及び議員の期末手当の額について、市長の期末手当の割合に準じて算定をした額とすることとするために、所要の改正をするものであります。

なお、議案第9号についての詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

以上、議案第9号及び議案第8号を一括して上程をさせていただきました。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重審議をいただき、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 次に、議案第9号の担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により補足説明をさせていただきます。

第9条をめぐっていただきまして、1ページをごらんください。第4条の第5項、第6項につきましては、5級以上から6級以上に改めるということで、これにつきましては特定幹部職員が6級以上であるための改正になっております。

続いて、2ページをお開きください。第10条通勤手当についてでございますが、5キロメートル以上について、月額100円から7,100円増額するものであります。距離が延びるについて増加しております。これについては、平成26年4月1日にさかのぼって適用いたします。

続きまして、3ページをごらんください。こちらは勤勉手当支給率の引き上げについての説明をさせていただきます。第17条の4でございます。職員の12月分の勤勉手当を0.15月分、再任用職員については0.05月分加算し、一般職員、特定幹部職員の期末手当と勤勉手当は合わせて、現行の2.05月分から2.20月分に引き上げになります。

再任用職員については、1.125月分から1.175月分ということで、年間のボーナス支給月数は一般及び特定幹部職員につきましては3.95月分、要するに期末、勤勉を合わせたトータルの総支給月数でございます、3.95月分から4.1月分になります。再任用職員については、2.1月分から2.15月分ということになります。

続きまして、5ページから10ページをごらんいただきたいと思います。給与月額を平成26年4月支給分から平均0.3%の改定率により引き上げた改定表です。このようなことで1級から7級までということで、端的に例を言いますと、若手職員、若い方の分については支給率が高くて、高齢の方ですね、参事、課長、主幹クラス、6級、7級になると引き上げ率は低い。そのような状況でトータルで平均で0.3%引き上げになります。

続いて、11ページをごらんください。ここでは平成27年度以降の勤勉手当を平成26年度同様の1.5カ月分を6月と12月の2回に均等に分けて支払うための改定になります。ですので、2回に分けて払うために0.75月を2回に分けて払う。そのようなことでの改定になっております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいんですが、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正ということで、第4条初任給調整手当、これについては月額を36万5,500円から36万6,700円に引き上げをいたしました。また、別表第1の給料表に医療職給料表につきましては、13ページからずっとありますが、人事院勧告に基づき引き上げをさせていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま提案されました議案第8号、議案第9号ですね。これは苦言を申し上げたいんですが、今回、議会が始まる直前になって、第9号、第8号の差し替えになりましたね。私は特に第9号の職員の給与条例の制定、これだけ見て極めて難解ですね。これをやっと一通り自分なりに研究してきたんですけど、またまたこの中身が変わってしまって、これはどう質問したらいいか、ちょっととまどっているところなんです。

まず、議案第8号についてお伺いいたします。議案第8号につきましては、これは市長及び副市長の給与、それに我々議会議員のボーナス等が今回変わるわけなんです、この第1条でいう市長、副市長及び議会議員の期末手当の支給率を、ことし4月にさかのぼって現行の2.95カ月から3.1カ月分、差し引き0.15カ月分引き上げると、そう理解してよろしいのかどうか。これが1点です。

次にもう1点ですが、第2条のほうですね。ここでは平成27年4月1日より、6月支給分を0.15カ月増やして、12月には逆に0.15カ月を減額すると、結局年間の支給率は3.1カ月の変わりないと、こう理解してよろしいのか。まず、これについて2点です。

次に、議案第9号についてお伺いをいたします。1ページをめくっていただきますと、第

4条中、職員の昇格ですね、これは勤務成績に応じて行うとありますね。そこでお伺いしたいんですが、勤務評定というのは誰が行っているのでしょうか。その評定の結果、優劣をつけて職員の昇格、昇給に差をつけているのでしょうか。これについて1点です。

次に、第10条の通勤手当ですね。これはそれぞれ上がることはわかりました。それで、お伺いしたいところは、通勤で2キロ以上の職員の通勤手当というのはどういう基準で支給しているのか。

それともう一つ、この第10条の中に、通勤手当が支給されない職員について規定がありますね。この次に掲げる職員を除くとありますが、どういう職員がこの通勤手当に該当しないのか。これをお伺いします。

次に3点は、第17条の関係なんですが、ここに特定幹部職員という文言があるんですが、ここでこの特定幹部職員のような6級の課長職、それに7級の参事職の職員、これを特定幹部職員と指すのかどうかお伺いします。

それに期末勤勉手当の支給率を3.95カ月から4.25カ月に0.3カ月引き上げるんですが、これでよろしいんですね。それに12ページの勤勉手当、これは第17条の4では、平成27年4月より0.15カ月分引き上げるということで、これでよろしいのかどうか。

以上お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 議案第9号の第4条中、職員の昇給、勤務評定はという御質問でございますが、これにつきましては、現在、勤務評定の正式な制度は確立されていないのが実態でございますが、勤務の評定のやり方としましては、課長職等につきましては副市長が評定しております。さらに課長職以外の職員につきましては所属長が勤務評定を一応する。さらに、その総体的な全体的な職を含めて最終的に副市長等が評価するわけではありますが、現時点においてはそのような区分で評定をさせていただいているところであります。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、ただいま質問のあった事項、順番に説明をさせていただきます。議案第8号第1条につきましては、中山議員お話しのとおり、3.1カ月分の0.15月分の引き上げになります。

それと、第2条につきましては、平成27年度からも支給率は3.1カ月分で変わりはありません。

続いて、議案第9号の第10条通勤手当の件でございますが、徒歩通勤で2キロ以上の職員の通勤手当額はということですが、徒歩で通勤している場合は支給はされません。

なお、通勤手当が支給されない職員とはということで、次号に掲げる職員を除くというこ

とでございますが、2キロ以内でも、障害がある職員で交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である。そのような場合は支給の対象になる。そのようなことで、離島であったり、いろいろなそういう要件もありますが、本市の場合はそういうことはないと思いますので、該当するとなれば、このような事案の場合は支給の対象となります。

続いて、特定幹部職員、6級については主幹と一部課長職、7級については参事、課長職ということで、こちらの6級、7級の方を特定幹部職員というふうになっております。

続いて、期末勤勉手当総支給率は3.95月分から4.10月分ということで、先ほど説明しましたように0.15月分の引き上げになります。

それと、第17条の4、その後の11ページにつきましては、平成27年度以降で同様に平成26年4月以降の第1条で認めていただいた額と同額のを6月と12月にならして、同額支給する。そのようなことでの改正になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 職員の勤務評定の関係なんです、私が質問した聞きたいことと副市長の答弁ではちょっと食い違いがあります。先ほどの答弁によりますと、特別勤務評定という制度はないんだが、課長については副市長が評定をしている。職員については課長が評定をしているということなんです、それはわかりました。

私のお伺いしたいことは、評定の結果がどうであったのか。みんな同じにしちゃったのか、それとも差をつけて昇給、昇格をさせているのか。これをお伺いしたかった。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） まず、昇給ですね。昇給の関係につきましては、給料表に基づいて定期昇給というのがございますよね。これらについては、仮に欠勤とかあるいは傷病とか、そういうものにつきましては、一部昇給停止というのもございますが、これ以外の昇給につきましては、客観的に見まして、あるいは懲罰、懲戒処分等がなければ、定期昇給等に該当させて、年に一度昇給を認めているというところでございます。

さらに、現在では、以前はあったかもしれませんが、特別昇給というのを多分お聞きになったかと思いますが、特に、非常にすぐれて優秀あるいはそういうたぐいのものに該当する職員については特別昇給扱いをやっていたようでありますが、現時点ではなかなか、先ほど申し上げましたように、勤務評定の制度がどこを基準にということがはっきりされておりませんので、現時点においては、そのような扱いはやっていないのが実態でないかなというふうに思います。

昇格につきましては、これは課長等については先ほど申し上げましたように副市長が、それ以外の職員等については担当課長が客観的に勤務評定をして、最終的には市長の判断を仰いで昇格をさせているということでございますので、これらについては通常の業務等を客観的に判断をして昇格等の参考にさせていただいて付与しているというのが実態でございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、副市長、ほとんどの職員はこの評定した結果、変わりはないということで、大体年功序列で昇給、昇格をしている、現状ですよ。そうみなしてよろしいのでしょうか。これが1点。

それと、清水課長、そうしますと、徒歩通勤の者は5キロ通勤でも10キロ通勤でも、これは通勤手当は支給しないと。こういうことでよろしいんですね。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 昇給につきましてはそういうことでございます。ただ、昇格につきましては年功序列ではございません。あくまで人物本意あるいはふだんの仕事の積極的な取り組みとかそういうものを参考にして昇格をさせておりますので、必ずしも年功序列で昇格はやっていないということは御理解いただければというふうに思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 2キロ以上の徒歩通勤について、距離がいかように増えても現在のところは支給していない状況でございます。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の職員給与並びに市長、副市長、市議会議員等の議員報酬期末手当等の改正ということでございまして、これは本年8月の人事院勧告で国家公務員の賃金について、民間格差が1,090円ということで、0.27%格差があるということ踏まえて、月例の給与を平均で0.3%、一時金で0.15カ月上げるというものに基づいて実施されたと。給与並びに一時金とも引き上がったのは7年ぶりということでございます。

そういう中で、この議案第9号の市職員の給与の平均0.3%引き上げた部分については、総額では幾ら引き上がるということになっているのか。その中身についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 給料の平均0.3%引き上げに伴いまして、給料の増加額でございますが、試算した額で年間で約500万円という金額になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより2議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第9号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第8号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市の任用する嘱託職員及び臨時的任用職員の月額または日額の賃金体系について、職種同士の均衡を図るため、月額賃金が適用される職種を特殊な資格、免許または技能を有し、特に専門性が高い職種を対象とするように改定するとともに、月額賃金から日額賃金へ移行する職種について、所要の改正を行うものであります。

また、新たに本条例の対象とする職種については、生活相談支援員、栄養士、調理員、保育補助員等を追加するほか、その他所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により補足説明をさせていただきます。

議案第10号のページをめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思えます。この第4条、第10条、第25条の改正等につきましては、第4条につきましては、第1項、第2項に分けたもので内容的な変更はございません。また、第10条についても、内容を詳細に記載させていただくということで変更点はございません。病気休暇についても、職員等とあわせるということでの改正になります。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思えます。ただいま趣旨説明がありましたように、

まず、第1点目として、月額賃金の適用とする職種の明確化ということで、2ページの上から月額については5職種を今までの12職種から、今までのものを月額から日額へ、また、先ほど説明がありましたように、専門性、資格、それらを勘案して、この嘱託事務員から非常勤職員までということで、月額を支給する嘱託職員については明確に規定をさせていただくものでございます。

その中で、月額から日額へ変更になるものでございますが、交通教育指導員、家庭相談員、母子自立支援員、婦人相談員、教育相談員、社会教育指導員、これらにつきましては、現行の日額賃金の支給をしている保健師、看護師、介護支援専門員、保育士等の専門性との均衡を図るため、日額賃金の適用と変更をさせていただきます。

また、改正前のちょうど真ん中のところにあります月額の項にあります外国語指導助手につきましては、現在、外部講師を委託により任用しており、今後も直接の任用がないと想定されるために廃止をさせていただきます。

それでは、先ほど日額賃金の適用とする職種についてですが、日額の賃金等改正を説明をさせていただきます。家庭相談員、2ページの下から6番目ですね。母子自立支援員、婦人相談員につきましては日額9,600円とさせていただきます。これらの理由でございますが、相談員業務に従事するためには、専門学科を履修した者、児童福祉の職場で2年以上従事し、必要な学識を有する者とされ、かつ豊富な経験と豊かな人間性が必要とされます。加えて、問題を抱えた児童、借金、DV、母子家庭支援等の家庭環境へ深く踏み込む必要のある業務のため、高い秘匿性、秘密保持が要求されます。これらを考慮しまして、一般事務員や保育士等と比較し、日額9,600円を適用とさせていただきます。

続いて、交通教育指導員、教育相談員、それと社会教育指導員、これらの3種については日額8,800円ということで、これらについては従事するにあたり、所定の資格を有する者のほか、事業に関する学識経験や法令に通じていることが必要であり、一般事務補助員や保育補助員と比較し、より専門的な業務となるために、日額8,800円を適用させていただきます。

続いて、新たに条例の適用対象となる職種の追加でございますが、各所属におきまして、業務に多様な職種が求められるようになってきております。それぞれ事業ニーズに対応するため、業務形態に見合った職種を条例の項に追加し、賃金については現行で定める職種との均衡を考慮して制定をさせていただきます。

まず、2ページの下から3番目、生活相談支援員、日額9,600円ということで、新たに生活困窮者支援制度が始まり、自立支援が必要な対象者が生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、一人一人の状況に応じた支援計画を作成するため、専門員を配置するものであります。職務内容から家庭相談員、母子自立支援員、婦人相談員と同格の業務と考えられるため、

日額9,600円を適用したいということでございます。

続いて、2ページの中段に運転手、3ページの上段に栄養士、調理員という職種を加えさせていただきました。これらについては日額8,800円、これらの業務に従事するためには、この3職種には、専門の資格や職務遂行に必要な知識、経験が求められます。また、一般事務補助員や保育補助員と比較し、より専門的な業務となるため、日額8,800円を適用させていきたいということでございます。

続いて、保育補助員、3ページの下から5番目で、こちらは日額7,200円で、市立保育園、幼稚園の保育士等の不足に伴い、園運営や園児管理が困難となるため、保育士等への補助が必要となります。従事にあたり、一般事務補助員と同様、資格の有無を問わないということから、日額7,200円を適用させていただきたい。

続いて、時給職員でございますが、保育士、幼稚園教諭につきましては、時給900円、保育補助員、業務補助員については時給800円ということで、保育園、幼稚園では新年度や運動会、発表会等の季節に応じた繁忙期があり、一般職員や嘱託職員だけでは対応が困難な場合があるため、あらかじめ登録している者を業務に従事させ、園事業を円滑に遂行できるよう各職種を設けております。時給単価は、資格を有する職を900円、資格を伴わない職を800円としたい。そのようなことで、各職種の単価を提案させていただきます。なお、これについては、可決いただければ平成27年4月1日からということでございます……。

申しわけございません。先ほど説明したのと別表に違いがありました。3ページの保育補助員につきましては、この別表8,800円となっておりますが、先ほど説明しましたように日額7,200円ということで訂正をお願いします。3ページの上から3段目です。7,200円に訂正をお願いいたします。私の説明と別表のほうの記載に間違いがありました。申しわけございません。

そのようなことで、保育補助員につきましては資格の有無は問わないということから7,200円を適用させていただきます。そのように訂正をお願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第10号でございますが、市の嘱託職員及び臨時的任用職員の給与その他勤務状況に関する条例の一部改正であります。別表で月給12種あったものを5種だけに今度限定をして、5種以外は日額制にするということなんですけれども、簡単に言うと、月給制から日給制に今回変更する中で、1カ月の勤務条件にもよるでしょうけれども、

今までの月給制と比較をしておおむねプラスになるのかマイナスになるのか。その辺が一番聞きたいところなんですけれども、それが1つと。

あとは、それ以外の変更の明確化に伴って、今までよりもプラスになるのかマイナスになるのか、その辺の関係だけ確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 月額支給から日額支給に変更になった場合、若干のプラスになるということで試算はしております。それについてはあまり大きな開きはございませんが、若干のプラスにはなります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いします。事前に清水課長に通告していないので申しわけないですが、現在、市役所が採用している、きょうのはこれ非正規職員ですよ。非正規職員というのは何名ぐらいですか。およそで結構ですよ。これが1つ、1点。

2点目は、今回の月給から日給に改正された職種がありますね。これはなぜ月給を日給に改正したのか。これが2点目。

3点目は、この日額で定めてある職種がありますね。例えば一番初め、一般事務員の日給が8,800円というのがありますが、こういうものが仕事が仮に半日で済んだ場合、こういう場合は半額にするのか。それとも、ここで定められた日額を支給することになっているのか。この3点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、嘱託の職員の数でございますが、現在、約130名でございます。130名、嘱託職員として雇用しております。

続いて、月額から日額への理由でございますが、市長の提案理由の中にもありましたように、高度な専門知識や技能、経験を有する者、また資格、免許証を所持して特に専門性が高く、市として必要と認める業務に従事する者に、それらを明確にさせていただきたいということで月額制をとりまして、やはりどの職種もなくてはならないものではございますが、いろいろ職種、今非常に複雑多岐にわたる職種がございます。それらとの均衡を図っていく。そのようなことで、日額に変更をさせていただいております。

それと、例えば半日勤務の場合はどうかということなんです、今後その雇用条件、そういうものが各職種によって変わってきます。もちろん日額のものにも長期で勤務していただく方には年次休暇制度とかそういうものもあります。そういうものを活用させていただいて、1回、

1回の単位ではある程度不利益にならないように、休暇制度も利用していただくということで対応が可能かと思えます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 素朴な疑問で申しわけないんですけども、嘱託の看護師及び嘱託の準看護師、これは給料は一緒のくくりということになっているのかなと思うんですね。時給のほうになりますと、看護師と準看護師が料金体系が違うのかなと思うんですね。何でそうなのかと。こっちが一緒のくくりなら、こちらは一緒のくくりだよねと思うのが普通かなと思うんですけども、その辺の御説明をいただければと思うんです。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 月額があつて、時給もあるということで、同じ職種が入っておりますが、これにつきましては先ほど保育補助員、業務補助員について、その繁忙期とかそういうときをお願いするときに時給を適用させていただきまして、常勤的に勤務をしていただく方についてはこの月額を適用させていただく。そのようなふう考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 資格がいろいろあつて、その資格によって料金体系を整備をしましょう。こんなようなことなのかなと思うんですね。そうしますと、準看護師の資格と看護師の資格、時給からするとこれは違うんですよと、こういうふうに言っているのかなというふう思うんですね。

ということは、当然日額も違えば月額も違うというふうに整理整頓するのが本来ではないかなと、こういうふう思うんですが、いかがですかということなんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 時給が違って月額が一緒なのはいかがなものかなということでございますが、ここで詳細の説明は、今までと継続という形にさせていただきましたのであれなんですけど、今後はそれらの今の意見も検討課題の1つとさせていただきたいと思えます。説明にはならないんですが以上です。

○8番（渋井由放） 了解です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ちょっと素朴な質問で申しわけございません。実はこの提案された

のは無駄な経費を省く意味で、私はこれを一部改正するのかなと思っていたら、先ほど清水課長は若干プラスになってしまうんだという話がありましたね。そういう中で、仮に家庭相談員の部分について、ちょっと私なりに考えてみたんですが、15万4,000円、月額、今まで出していましたね。月額ですから、毎日出勤したとすれば月額は対象にならないはずですよ。今度は日額にすれば、出たときだけしか給与は支払わなくて済むわけだから、ということは、必要がないのに相談員さんは毎日今まで勤務していたと、仮にね。そういうふうにも受けとめざるを得ないと私は思うんですよ。

ということは、これを20日出勤したということにすれば、15万4,000円は1日当たりになれば7,700円です。逆に19万2,000円に家庭相談員はなるのかな、9,600円日額払うということは、20日間出ただけであれば19万2,000円払わなくちゃならないですね。その辺の行政からはお願いしている勤務の体制、必要がないのに頼んでいるのか。必要なときだけ頼むためにこういう月額を日額にしてしまうのか。その辺、どうも見えてこないんだけど、これはどうなんですかね。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいま家庭相談員ですね、9,600円という20日勤務して月額と比較すればかなりの開きがあるのではないかとということで、予算上も支出が多くなるのかなということなわけですが、この家庭相談員につきましては、先ほど説明をしましたように、今現在、いろいろ借金の問題だとか、DVとか、母子家庭支援等いろいろ非常に、私のほうにも伝わってまいります、秘密性が保たれなければ、また、内容が生死にかかわる面とか、そういうものまでかかわっていくということで、非常に仕事が秘密性のほかにもいろいろな点で心労も重なる。そういう職種であるということで、これについては特別に増額をさせていただきました。

それらについては、家庭相談員、母子自立支援員、婦人相談員、同様でございます。そのようなことで、この職種については今までの単価等から言いますと、8,800円のあれでも同額ではないかなという案ですが、それらについては先ほど説明した内容で、増額して9,600円という額にさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ちょっと聞いていることと違うような気がするんだけど、私は家庭相談員を一例にとって今申し上げたんですけれども、その下もそうですよね、15万4,000円、15万4,000円というふうになっていますけど、これは勤務をこちらから要請

をして初めてその人が出てくるのか、日額にした場合ね。毎日行っても日額でいいんですか。必要があるときだけ頼むのか。その必要がないときも出勤するのか。その辺を聞いたかったんですよ。必要がないのに今までそうすると月給を払っていたということになってしまいますよ。どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今まで月額支給の場合、雇用条件で週4日勤務ということになっておりますが、今後、雇用条件等についてはそれぞれの担当課でも調整はなされますが、原則変わらないということで進めていきます。ですから、必要なときだけということではございません。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） そうすると、週4日出て、今までも週4日だったんだというふうな理解でいいですね。ということは、多少プラスになるどころか大幅な支出増になるというふうな理解をせざるを得ませんね。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

午前中の差しかえの件について、事務局より説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 午前中に御審議いただきました議案第10号の中、3ページ上から3段目の保育補助員につきまして、議案書8,800円、間違って記載してありましたものを7,200円ということで訂正して可決いただいたわけですが、その整合表、皆様のお手元に準備させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第10 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部が改正されることに伴い、出産育児一時金の金額について所要の改正を行うものであります。出産育児一時金の金額を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、命によりまして、議案第11号の補足説明をさせてい

ただきたいと思います。

本日、お手元に配付をさせていただきました議案第11号の資料、それから、議案書により説明をさせていただきたいと思います。

それではまず、議案書の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。那須烏山市国民健康保険条例の一部を改正する条例ということで、第8条出産育児一時金の基本額を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。

こちらは、平成27年1月1日から施行させていただいて、その適用については平成27年1月1日以降に出生された子から該当するような形になります。同日以前の子については従前の例によって支給されることになります。

それでは、A4横の2枚つづりのお手元に配付をさせていただいた資料ですね、こちらをごらんいただきたいと思います。出産育児一時金について若干説明させていただきたいと思えます。出産育児一時金については、健康保険法に基づく保険給付として健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額を支給する制度でございます。

出産育児一時金の支給額については、出産費用の状況を踏まえまして弾力的な改定を実施するため、被扶養者保険では政令、市町村国民健康保険では条例でそれぞれ規定しているものでございます。

その下の出産育児一時金の規定でございますが、政令で健康保険法施行令第36条で基本額の39万円と3万円を超えない範囲内での加算額についての規定がされてございます。こちらの加算額についての規定でございますが、こちらは産科医療保障制度に加入している医療機関であるとか分娩機関で出産する場合に、その制度の掛け金となる金額が現行では3万円となっております。そちらの3万円を加算して合計39万円と3万円が42万円支給されているというのが、平成23年度から恒久化されてございます。そういった規定のもとで、現在、現行では支給されてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。今回の条例改正の概要でございますが、産科医療制度の掛け金について引き下げが行われました。それに伴いまして、その制度に加入している分娩機関等で分娩する場合に加算額を引き下げていることとなりますので、出産一時金の基本額を引き上げまして、加算後の支給総額を42万円ということで同額とするような措置を講じるものでございます。下の図のように、改正前と改正後と同額となるような改正をするものでございます。

3ページ、4ページにはそれぞれこれまで国のほうで協議されてきた内容の経過であるとか、平成24年度の全国の平均的な出産費用等について、参考に掲載をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第11号 市国民健康保険条例の一部改正でございますが、出産一時金を39万円から40万4,000円に引き上げるというものでございます。過去5年間、この出産一時金はどんな人数で支給されてきましたか。もし、数字があればお示しいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 申しわけございません。5年間までは調べていないんですが、平成25年と平成24年度につきまして、行財政報告書に載っているものについて御案内差し上げたいと思っております。

平成25年度につきましては37件、平成24年度につきましても同数の37件。合計1,534万円の支給をしてございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第11号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日をもって、下江川中学校と荒川中学校が統合することに伴い、学校設置条例、運動施設設置、管理及び使用料条例及び学校施設利用及び使用料条例の3条例の一部を改正するものであります。

改正点といたしましては、平成27年4月1日から、下江川中学校及び荒川中学校を廃止して、新たに南那須中学校を加えること。平成28年4月1日から江川小学校の位置を現在の下江川中学校の位置への変更をすること等でございます。

詳細につきましては、学校教育課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） それでは、命によりまして、那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について御説明いたします。

まず、第1条につきましては、学校設置条例第2条別表の1小学校の部において、江川小学校の位置を現在の下江川中学校に変更し、2中学校の部において、荒川中学校及び下江川中学校の項を削り、新たに南那須中学校を加えるものであります。江川小学校の位置の変更につきましては、那須烏山市立学校再編整備に関する答申書に基づきまして、新耐震基準を満たしております現在の下江川中学校を改修して、平成28年4月から江川小学校として活用するための改正であります。

また、中学校の部につきましては、平成27年4月1日から施行することとなりますが、統合中学校の校名、南那須中学校につきましては、那須烏山市立学校統合準備委員会において慎重に審議した結果、最もふさわしい校名として選定されたものであります。

続きまして、第2条につきましてでございます。運動施設設置、管理及び使用料条例第2条、第4条、第5条及び第6条別表第1、第2及び第3において、現在の江川小学校体育館を江川体育館として新たに加えるものです。これは先ほど説明したとおり、平成28年4月から下江川中学校を江川小学校として使用するための改正であります。

第3条につきましては、学校施設利用及び使用料条例第12条別表において、荒川中学校体育館及び下江川中学校体育館の項を削り、新たに南那須中学校体育館を加えるものであります。これは平成27年4月1日から施行することとなります。御審議の上、御可決くだるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 条例改正ということで、少し質問させていただきます。南那須中学校になるというのは、先の全員協議会でもお聞きして、きょう可決すれば決まるということですが、この第2条のほうですか、何となく僕は地元としても、江川小学校体育館を江川体育館、荒川体育館が荒川中学校があつて、それがなくなって荒川体育館になったというのがあるんですけど、今度、下江川中学校に江川小学校が移転した場合、江川体育館から両方江川、江川ということで、浸透するまでの間でしようけれども、場所が間違えそうな気がするので、逆に下江川地区体育館とかに名前をしていただけるほうがいいのかと、さっきから思っていたんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 名称の定め方についていろいろな考えがございますけれども、今回、参考としましたのは旧荒川地区ですね、荒川地区については足利銀行の前のところが荒川体育館という位置づけがございましたので、それに対して江川体育館という名称とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 何となくなんですが、やはり江川小学校が向うへ移転したときに、江川体育館、両方とも江川体育館になったときに、小学校体育館、江川体育館と、2つ江川、江川というのは何となく後々違和感が出てきそうな気がするので、できれば、下江川という地名が残っているんですから、下江川地区のシンボルのような名称にしていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 参考とさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 前もって質問事項4点ほどは出してあるんですが、まず、これは市長に質問のところに入れておかなかったんですが、市長にお伺いしたいんですが、今回の条例改正によりますと、江川小学校はもう廃止する、使わないと。それで下江川中学校のほうに移転をするというわけなんです、そうしますと、今の江川体育館は使うが、校舎は使わないことになりますね。そうしますと、あの建物をどうしようとしているのか。これからいろいろな関係者に意見を聞いてなんていうことではなくて、まず、市長としてどのような考えを持っているのか。これを1点お伺いします。

もう1点は、今度は下江川中学校を江川小学校に改築する場合、現時点でいかほどの費用がかかるのか。これは担当課長の答弁で結構ですから、これをお願いしたいと思います。

次に、荒川中学校を南那須中学校としたわけですね。この経緯についてお伺いしたいんですよ。荒川中学校の卒業生を私、調べましたところ、8,641人です。我々もそうですし、市長もちろん荒川中学校卒業生ですね。そうしますと、我々には荒川中学校という卒業した学校名がなくなってしまうわけです。非常に私たちは寂しい思いをしているわけなんです。こういった卒業生の考え、気持ちを考慮したのかどうか。こちら辺をひとつ聞きたいんです。

次に、今度は制服と運動着も変えましたね。変更しましたね。この辺のところの理由です。

それと、次に学校名を今度変えようとしています。学校名を変えますと、今の荒川中学校のさまざまな、体育館から表の門扉まで全部変えなくちゃならないですね。これらの費用、荒川中学校から南那須中学校に変えるための諸費用、これは幾らかかるのか。

3点目、制服、運動着、これは今度支給するという事になっていますね。そうしますと、これは現在の荒川中学校の生徒にも支給することになるのかなと思うんですが、支給する場合の数と総費用、これをひとつお伺いします。

次に、私もなぜ、この荒川中学校の制服を多額の費用をかけながら変えるのか、大変理解に苦しんでいるところなんです、現在の荒川中学校の制服、運動着、これは何年前から着用させているのか。もう仮に10年も20年も前であるということになれば、もうこれは現在の中学生にはそぐわない、だから変えるんだというのも我々に対しての説得力もありますが、この辺についてお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 最初の御質問でございますが、江川小学校の跡地及び建物についての利活用はというような御質問だと思いますが、御案内のように、あの施設は未耐震化ということもございます。そのようなこともございますので、あれを公共施設あるいはその他の利用目的で使用することは困難である。このように考えております。

したがって、跡地利用検討委員会の中で十分スピード感を持った方針を固めていきたいと思っておりますので、この未耐震の状況をよく認識をしながら、その跡地利用検討委員会の中でスピード感を持って対応していきたいと考えています。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 2点目の現在の下江川中学校を江川小学校に改修するときの経費、改修費の御質問でございます。これらにつきましては、まだ詳細設計が出ておりませんので、具体的なことはちょっと申し上げることはまだできないところですが、これまで荒川中学校等でも2億円からでございますので、校舎と体育館を含めてこちらを基準にしまして想定するというところでございます。2億円から2億5,000万円前後になるかどうかちょっとわかりませんが、今後詳細が決まらなるとちょっとわかりませんので、御了承いただきたいと思っております。

それから、南那須中学校の名称の件でございます。荒川中学校でございますが、荒川中学校がなくなるということでございますけれども、これにつきましては、荒川中学校がなくなることは中山議員にとっても大変寂しいと思っております。私も下江川中学校という名称がなくなるので大変残念に思っているところでございますが、学校統合準備委員会において、こちらの名称等については決定をするということで、この統合にあたっての基本的な方針の中で決めております。その委員会に委ねるということ、その審議の中に委ねるということでこれまで来たところでございます。

その中において、どういうふうな方法で決定するかということで議論した結果、公募にしようということで、過日、御説明申し上げましたように公募をして、383件の応募状況があったというところでございます。応募状況を勘案しながら、準備委員会において議論を深めまして、その中で最もふさわしいということで南那須中学校を選んだわけでございますが、選定の理由はこの前、御説明したので重複するかと思いますけれども、旧南那須地区に唯一ある1校の中学校であると。旧南那須町は旧下江川村と旧荒川村が合併して誕生した歴史的経過を踏まえて、下江川中学校と荒川中学校の合併であるので、南那須中学校とすることがふさわしいだろうというのがまず1点目の理由。

それから、この南那須という名称については、地域になじんだ名称であろうということで読み間違い等も起こりにくいだろうということ。

それから、3点目として、この名称を使うことによって、学校の所在地の想像がたやすくできるということで3つ目の理由といたしました。

それから、4つ目としては、近隣にこれに類似するような名称がないということで、いろいろな混乱を生じることがないだろうということでございます。

こういった選定理由のもとに、統合準備委員会として南那須中学校が最もふさわしいということとなったところでございます。この統合準備委員会においては、先ほどあった名称の中からやはり議論百出でございました。もっと斬新な名前にしようとか、いろいろなここにあるような名称から選んではどうかということ、いろいろ議論がありましたけれども、最終的にはその準備委員会において南那須中学校ということになりましたので、御理解をいただきたいということでございます。

それから、続きまして、制服の御質問がございました。まず、制服の選定した経過につきましては、やはりこれも名称とともに制服については統合準備委員会に委ねようと。これは大きな項目でございます。こちらをこの中で議論をして、最終的に過日お示しをした新しい制服ということになりました。これにつきましても、やはり統合準備委員会において、いろいろな議論がございました。基本的に5つの選択肢があったということから始まりました。

荒川中学校の制服に合わせよう。下江川中学校の制服に合わせる。それとも両方混在にするか。あるいは新しくするか。あるいは5つ目として制服なんかなくしちゃおうかという議論もございました。そういった議論等々いろいろ各委員17名、統合準備委員会におります。各代表から1人、その中の議論百出でございました。

けんけんがくがくやりまして、最終的に子供たちの心情を察して、新しい制服にして、例えば下江川中学校の子供さん、大変少のうございます。そのほうが子供たちがぼつんといることによって、いろいろな心理的な影響を受けたり、心配事等が増えることによって、いろいろ問題が出るんじゃないか。特に中学生は多感な時期であるということもあります。そしてまた、3年生は入試をすぐ控えたり、心労が想定されるということで、非常に心配事が多いし、親も大変だということで、そういったいろいろな声がありました。

その中でもやはり中山議員もおっしゃっているように、経費の節減的な視点からいくと、混在してもいいんじゃないかという議論もありましたけれども、それはやはり大人の論理であって、なかなか子供たちの心情とバランスをかけると、最終的には新しい制服で対応しようということに決定をしたということで御理解をいただきたいということでございます。

それから、費用の御質問がございました。今回の制服の費用でございますが、制服については現在の制服、男女ともに1着3万5,000円ということで175人ということで612万5,000円。それから、統合中学校の運動着は1万5,000円ということで、人数は同じで

262万5,000円、合わせて875万円でございます。

これについては、やはり先ほど、説明が漏れましたけれども、下江川中学校は約3万5,000円程度でございますが、荒川中学校のほうが夏服、冬服がありまして、男子の場合、約5万5,000円程度かかりました。女子の場合はやはり夏、冬ですので7万7,000円ということで、入学する際に自転車買ったり、かばん買ったりというのが大変だという意見等々もございました。

それらを踏まえて、オールシーズン用で対応できるような効率的な値段で対応しようということで、将来を踏まえた形も想定しながら選定をして、ここに至ったというところでございます。

それから、学校名を変えた場合の費用でございます。これにつきましては、案内看板、校門の名板等とか、あとはこれから校旗なんかも変えることとなります。いろいろな計算がございますけれども、約300万円程度かかるのかなというふうに想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（佐藤昇市） 再開いたします。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 現在の荒川中学校の制服、運動着というのは何年前から。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 現在の制服は平成4年に新しい制服に荒川中学校のほうは制定をしたと記録が載っておりますので、平成4年でございまして、運動着については平成7年でございます。平成7年に新たにしたというところでございます。これが陳腐化しているか、時代おくれになっているかということについては、いろいろな見解があるかと思っておりますけれども、今回の変えるにあたっては先ほど言いましたように、統一的な制服にしようという議論がありましたので、古くなったから変えるという視点で変えたわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この検討委員会の中で学校名を変えることについては、費用が300万円かかる。多分そういう説明はしない中で、さあ、何にするかという議論だけしたの

ではないかと思います。さらに、この制服についても875万円もかかること。公費負担になるということ、これも多分委員には何の説明もしないまま、さあどうするかと、そういうような議論をしたのではないかと私は思っています。これでは出だしから間違った説明会ではなかったかなというふうに考えています。

制服の問題ですね、これは私は父兄との懇談会、2回出ました。その中でも制服をどうするのかというような話が出ましたね。これは私としては、どちらかにやはり合わせる。多いのはやっぱり荒川中学校の生徒の制服ですから、それに合わせて、1年生はこれほどこの中学校に入学しても初めて新調して経費がかかるのですから、1年生の部分は負担をしない。これは当然のことですが、2年生と3年生、下江川中学校の生徒の2年生と3年生の制服と運動着だけは変えて、それで同じような1つの中学校の生徒にすると。そのほうがいいのかというような考えを持っていたんですが、そういうような、今私が申し上げたような荒川中学校の生徒の今の制服にそろえる、そういうような考えはなかったんでしょうか。ここについてお伺いします。

それともう1点、追加なんですけど、説明会、私、参加している中で、こういう意見がありましたね。下江川中学校生徒のうち、三箇地内の生徒は喜連川中学校へ行くような希望もあるよとか、志鳥地内は荒川中学校に来るよりも小川中学校のほうが近いから、向こうへ入学するよと。そのような話も聞こえたんですが、現時点でそのような動き、あるかどうか。あわせてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 先ほど制服の公費負担の支出の関係でございます。これにつきましての質問がございましたけれども、やはり公費負担がそういった制服が変わることによってどういうふうに支出が出るかということについては、最初の統合準備委員会の中でまず一番に議論したところがその点であります。

私もこの17名の1メンバー、事務局じゃなくてメンバーでありましたので、私のほうから冒頭やはりこういうふうな公費はかかるよということは当然申し上げておきました。混在すれば負担はないということで、やはり冒頭ありました。

あとは、この前ちょっと言いましたけれども、各自治会代表の委員からもそんなにお金かける必要ないんじゃないかということもありました。それに対して、保護者代表等々からは、やはり子供の心情というのを、大人の視線ではなくて子供の立場からよく考えてみようよという意見がやはりありました。そういったことがありまして、最終的なこういった結論になったということでございます。

学校区の変更の御質問がございました。これにつきましても、やはり私のほうで説明会に出

た折に、町境等々の人においては、小川地区とかあるいは喜連川の方面に行ったほうが平坦で近いんだとか、向こうへ行きたいということの話がやはりございました。そんなことでありますけれども、この登校区、学校区、こちらを変更する申し出とか具体的な動きということは現在ございません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 大方理解はしたところです。今の費用の問題はこの後、補正予算の中にも出されておりますね。私もそこで質問しようかと思ったんですが、まず今のこの学校名、ここで決定をする。それに伴うような支出なものですから、ここでやはりきちっとした質問をすべきかなと思ひまして、この費用についても質問したわけであります。大方了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 学校統合に伴いまして、学校施設の利用のほうで、先ほど前の議員からも名称のことで混乱を来すのではないかというお話がありました。それに関連しますけれども、整理すると、学校を統合しますから学校の体育館は当然学校で使うわけでありましてけれども、学校施設の一般開放の面では、現在の荒川中学校の体育館は開放されていると。下江川中学校も開放されているということではありますが、現在の下江川中学校の体育館は開放を今度ほしないということになるのかなと見たんですけれども、あと荒川小学校の体育館も一般開放はされていないという理解でよろしいんですか、現在も。

平成28年4月から、現在の江川小学校の体育館を江川体育館として開放するというのですよね。ことしは、平成27年は現在の下江川中学校の体育館を一般開放を続けるという理解になるのでしょうか。ちょっと名称のことでとまどいが大きいんじゃないかという話もありましたけど、私もそのことに関連してちょっととまどっておりますので、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 結論から申しますと、現在の江川小学校の体育館、それから、現在の下江川中学校の体育館も夜間開放はやっております。それから、ちょっと誤解が生じちゃうとあれですが、滝口議員のところでありましたように、下江川は今度新しく江川小学校の体育館ということで名称になってきますので、現在の江川小学校のところは江川体育館ということで、明確に違ってまいりますので、混乱はないと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 私も今の件で質問しようと思ったんですが、要するに、2ページの別表1というのがありますよね、2条関係。これは上のほうの荒川体育館というのは前の荒川中学校の体育館ということでしょう。足銀の前にある。その下の江川体育館というのは、今の下江川中学校の体育館を……江川小学校の体育館。これはわかりづらい、やっぱり。

別表2のほうは、江川、下江川中学校の体育館なんですか、これ。その辺がよくわからないんですよ、これ。混乱しますよね。さっき聞いていてわかったような感じになったんだけど、何だか今、渡辺議員が質問してよけいわからなくなっちゃったんだけど。もう1回、この別表1、別表2、別表3、そして3条の別表と、これは何なんだかはっきりしてください。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 今回の条例改正において、下江川中学校というのは、現在も夜間開放をそのままやっていますので、ここの改正には載ってこないということであります。

それでは、2ページのところですね、別表第1ということでございます。別表第1については、ここに江川体育館ということが載ってきます、アンダーラインがありますね。これについては、現在の江川小学校の体育館を江川体育館として名称を変えて使うということでございます。

別表第2のほうは、同じく利用時間等々の関係が規定の中にこれが抜けてしまいますので、利用時間、第4条、第5条関係ですね、ここに荒川体育館とともに江川体育館という名称をつけ加えておかないと、その対象となってしまうということで、これはつけ加えるだけでございまして、考えは一緒でございます。

次の3ページでございます。3ページの江川体育館、これはやはり現在の江川小学校の体育館を江川体育館とするものでございます。これも今度、料金のほうに関係しますので、利用料金ということで、結論から言えば、現在の江川小学校の体育館も、現在の下江川中学校体育館もどちらも開放施設ということになります。何ら変わりません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そうすると、その下江川中学校の体育館はここに載ってこなくなっちゃうんですか。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 下江川中学校については、もう既に夜間開放とか全てここに従前のやつではもう載っていますから、今回、改正する必要がございませんので、そういう位置づけでございます。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 那須烏山市立学校の設置管理条例の一部改正の議題であります。まず、この統合の形態、教育長、学校を2つを1つにするんだ。これについてはいろいろここまで来るまでには大変な過程を踏まえたとは私は認識をしております。旧境中学校も同じ、七合中学校も同じ、比較的七合中学校はスムーズにいったほうだなと。自分が七合中学校出身だから言うわけではありませんが、比較的スムーズにいったと思っております。

その統合の形態の中で、今回、全員協議会で審議された経過を見ると、対等統合だよと、こういう形を出しましたよね。対等で統合だと。この対等という発想はどこから出てきたんですか。それがまず1つで。

それと、あと、先ほどの中山議員から質問があったように、市長、答弁しておりましたが、これから平成28年から江川小学校が下江川中学校に行きますよね。江川小学校が空き家になるわけですよね。体育館は使いますよ。その校舎の跡地利用については、これからなるべく早くスピード感を持ってやる。これはやはり何年ぐらいをめどに、どういう形で跡地を検討していくのか。具体的な考えがあればお示しをいただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 江川小学校跡地は、体育館も入れますとおおよそ3町歩程度あるんですね。立地的には校舎跡ということもあるものですから、極めて優良な立地であります。したがって、このことについては民間活力も含めた形で総合的な判断で、この跡地利用を検討すべきだと思っています。いずれにいたしましても、スピード感を持った形で跡地利用検討委員会、こういったことでその対応については早いうちに進めていきたいと思っています。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 下江川中学校、荒川中学校の統合に対して対等という発想はどこから出てきたかというお尋ねでございます。これは小森議員、おっしゃられているように、旧烏山町で境中学校と烏山中学校の統合、そして、七合中学校と烏山中学校の統合、いずれもこの地域の方々の長い歴史、そして伝統、思い入れ等々を総合的に勘案して、子供たちのために苦渋の選択をお願いいたしました。

その結果、いろいろ難しい障害がございましたが、対等合併と、大きい学校と小規模の学校といえど、子供たちはその地域で、その学校がよくて通ってきた思いは、対等という形で表現し、形にし、先生やあるいは同窓会等々に御理解をいただきながら、子供たちをバックアップしよう。したがって、どこの学校にも対等という冠をつけさせていただきます。それが子供たちにとっては、小規模と言いながらも誇りを持って新しい学校の創造へ、意識と、そしてやがてそこで活躍しようと力がわいてくるのかなと思っております、いずれの統合についても冠

はつきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 跡地の関係でありますけれども、実は私の地元の興野小学校、閉校してからもう5年は経過して、もう6年、7年に入りますか。いまだにあのときの書類を見ますと、5年をめぐりにその跡地を検討するよ。5年で違う形にしますよと、読みかえればそういうふうにもなるんだけれども、そのままでございます。

一時は、あそこをある福祉関係が全部買収をして、老人ホームにしたいという案が出て、ああ、よかったなと思いつつおりましたら、あの震災でいわゆる山を背負っている関係で、ハザードマップで危険区域だというふうになってしまって、そのまま。

しかしながら、広域避難場所には指定されているんですよ。おかしな話ですよ。危険だよと言っている一方では。避難所は旧小学校の跡地を使ってくれ。これはちょっと行政のちぐはぐなやり方ではないかな。そういうののまず心配もあります。

で、江川小学校は比較的穏やかな丘陵地の丘ですから、そういう問題は全くないはずだし、場所的にも面積的にも非常にあと使いがよいような気がします。ほかの地域から見てもですよ。だから、ぜひ早くいつまでも野ざらしにしておいて、みすぼらしい姿をさらけ出さないほうが市のイメージダウンにもなりますから、イメージアップのためにも。

うちのほうは市から委託を受けて、自治会が年間24万円でその管理をしているんですよ。月2万円ですか、草刈りを年6回やります。きれいですよ。窓ガラス1枚も割れていませんから。ほらを吹くようではありませんけど、そういうふうに地域で何とかみすぼらしい姿をさらけ出さないようにという努力はしておりますが、いまだに5年を経過しても、5年をめぐりにと言いながらも、あのままでは、言っていることと、やっていることはちょっとちぐはぐな部分がありますから。

後から早く統合した県の女子校は今、解体最中ですね。消防署の烏山地区の本部あるいは南那須も今、解体していますでしょう。去年売ったばかりですよ、新しく消防署をね、ことしオープンしたんですが。だから、なるべく声が小さいところにもどうぞ気配り、目配りもしていただいて、市長が言っている市民皆等しく、あまり差をつけないで行政を展開してくれればいいのかなと思っております。

それと、対等な統合だよという話、どこでもというその教育長の話、旧烏山地区はそういう言葉はなかったような気がして、今、考えると対等という言葉が今回出たということは、あのときは吸収合併だったのかなと思わざるを得なくなっていました。というのは、制服にしろ、皆、詰め襟でセーラー服だから問題なかったのかなと。

やはりやり方によっては、これからお金の問題でいろいろ心配事が後から出てくるかもしれませんが、制服にしてもブレザーで今度対応するという、それは今の時流に合った格好いいスタイルかなと私は思いますが、中にはやっぱり下江川地区の皆さんだって、ちょっと行き過ぎているのではないかなという声もあったような気がするんですが、そのことを考えたときには、やはり今までの統合のやり方をよく反省をしながら進めるべきではなかったなという部分も多少はあるのではないかなと、私はそう思います。これについて、もしコメントがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 跡地利用については、本当に今の事案は、この興野小学校、そして境小学校、今度出てくるやまびこの湯もそうでございますけれども、またさらに、江川小学校、このようなことになっておまして、大変私も危惧をいたしている物件でございます。今、言われることは十分私も同感の感がございます。

そういう中で、この興野小学校も地元の皆さん方が自主管理をしていただいて感謝に絶えません。境小学校もしかりでございますが、そういったところを保護しているわけでは決してございません。しかしながら、おけていることも事実でございますので、拍車をかけてスピード感を持って対応することを申し上げたいと思います。

本当にこのような経済情勢の中で、民間への売却も検討しながら、この財産取得価格もかけながら、入札に寄与してきたんですけれども、全て不調に終わっています。しかしながら、やはりこれはもう少しトップセールスをさらに強く推して、やはり民間活力を導入をすることが私は一番最適な手法だろうと思っておりますので、そのようなことを私の責任においてやっていきたいと思っておりますので、今後とも御助言をいただきますようお願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま統合のスタイルの件でございますね、対等、それから吸収ということの話がございました。対等合併がいいのか、最初から吸収合併的なもので対応したらいいのかということでございます。これについては、今回については最初がそういうことでありましたので、スタートがですね、それでやってきました。

今後、これを踏まえてということでございますので、そういった事案、将来的に出た場合には、その最初に進める段階で吸収だけがいいかというあたりとか、対等がいいかというのを、きちっと住民の皆さん、それから生徒さんを含めて、それで合意が得られるということであれば、そういったことを前提に進めるということも経費節減等々含めて合理的なやり方かなと思っておりますので、その辺は今回、歳出においても多くなった分がありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 課長、私はその対等で非をとれとか、統合で非をとれとかという、そういうことを言っているんじゃないからね。教育の現場でこういう語呂を使ってふさわしいと思っているんですかという言い方になっちゃったんだな。それは言わないようにしますが、やっぱり教育ですから、ふさわしい言葉ではないような気がします。回答はいいです。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 補足をさせていただきます。

烏山地区の境中学校、七合中学校の統合については、私は吸収という言葉は一度も使った覚えはございません。子供たちのことを考える、地域を考える、同窓生を考えて、対等合併という意識でやらせていただいています。ときにはお叱りもいただきましたが、地域の議員や同窓生、自治会長等々に最後は苦渋の選択をせざるを得ないということで御理解いただいたような気がいたします。

したがって、私は吸収という言葉は使ったことはございません。下江川中学校も荒川中学校も、説明会の折には吸収という言葉は一度も使ったことはございません。そのことだけは改めて御説明、御理解を頂戴できればと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されているこの議案について、同じく質問をいたします。

教育長ね、教育長は大変やさしい方で、本当に今の小森先輩の質問に対する答弁、烏山地区も吸収とかそういう言葉を使っていないということは、私は教育長のそのお人柄、それは大変敬意を表していますし、わかります。

今さら言ってもしょうがない部分なんですけど、この下江川中学校と荒川中学校の統合問題ですね。これも私は前に言いました。これはやっぱり市の教育のトップである教育長、また市長がこれを対等にしろ統合にしろ編入にしろ、しっかり前面に最初から出て、そして、市としての方針、教育長としての方針を示されるべきじゃなかったかというようなことは申し上げましたよね、前にね。

それがやっぱりボタンのかけ違いとなったがために、また、検討委員会という、委員はもちろん一生懸命検討してくれるわけですが、そこに委ねる部分が多過ぎて、余りにも教育長としてのリーダーシップ、ひいては市長のリーダーシップでもあるかと思いますが、それが前面に出てこなかった。だから、ずるずるずるずる皆さんの、言い方は悪いですが、父兄の機嫌をとりながら、生徒の機嫌をとりながら、やってくるからだんだんこういう難しい問

題になってきちゃったのではないのかなというふうに私は思っております。

私は前回、たしか前回だったと思いますけれども、校歌の問題についても、今度、南那須中学校になるわけでございますから、校名はどっちもなくなっちゃうわけですね。校歌の問題について私、質問いたしましたよね。第1校歌、第2校歌にしなくても、2つの校歌を使っていたらどうかということをお私、申し上げたと思うんですが。

いつだったかの資料の中に、校歌は新しい学校になってからまた考えるというようなこと、恐らくこれは南那須中学校になったから、南那須中学校にふさわしい新しい校歌をまた募集するんだということになるんだと思うんですけれども、教育長、あのとき、私の質問に対して、大変いい提案であるので、今後検討したいというようなことをおっしゃられたと思います。これは議事録にも載っていると思います。そのことについて、資料、間違いはないと思いますよ。新しい新校名にふさわしい校歌をまた策定するというふうに書いてあったと思うんですが、その辺の見解、どう変わったのか。それとも、私のときに答弁したのと同じような見解でいるのか。

そういうことはやはり教育長がきちっとリーダーシップを発揮していただきたい。検討委員会で検討することも必要ですが、全てこういうふうにしたいんだというような、そういうリーダーシップをもっと発揮されていいんじゃないのかな。これはあとのスクールバスやそのほかの問題もそうですけれども、そういうところのリーダーシップを、確かに池澤教育長は温厚で思いやりがあつて、そういう部分では大変私も敬意を表するんですが、その辺のリーダーシップももっと出されたらいいんじゃないかと思って、今、質問させていただくわけですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 大変思いをいただいたり、示唆を受けたりして、私にとっても新たに根をしっかりと立てて前を向いていかなくちゃいけないなという思いで拝聴いたしました。

校歌の問題でございますが、議員、前回でしたか、提案されたように、荒川中学校の校歌の思い入れ、下江川中学校の校歌の思い入れを軽々に消すということは忍びないと、私もそのとおりで、例えば私、入学式の前半、式典の初めには、下江川中学校と荒川中学校の生徒会長と話し合いをして、最初は下江川中学校の校歌を歌おうと。式典の終わりのときには荒川中学校の校歌を歌おうと。次の年はその逆にしようという発想を私は持っていて、これは伝えてございますので、新校歌ができるまでは、あるいはできた後も、それぞれのセレモニー等々で場にふさわしい活用はできていくんじゃないかなと思います。どうぞこれからの式典のありようを注目していただければありがたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 教育長、今、荒川中学校の校歌も使います。下江川中学校の校歌も使います。それから、また新しい校歌も使う、3つ。そこを教育長、そういうふうにも何でも受け入れるんじゃないなくて、教育長のほうからリーダーシップをとって、検討委員会の中でもまた諮られることなんだと思うんですが、これは校歌は2つ、今までのものを使うんだというような、そういう部分でのリーダーシップを発揮していただきたいと私は申し上げたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 対等合併で下江川中学校、荒川中学校が新しい学校を創造すると。そうすると、衣も中身も意識も変えていくという視点で今回、統合を進めてまいりましたので、校歌ができる、そして校歌ができた折には、生徒、学校の教育行事等は当然新しい校歌を使うということになります。例えば同窓会とか、地域懇談会とか、学校でのそれぞれの地域の熱い思い入れが想定される会までは、これは当然これまでの校歌をみんなで合唱する。あるいは斉唱する。そういうふうな使い方は私も同感でございますので、それらを使わせていただきます。

したがって、同時に3つの校歌が1つのセレモニーで長く斉唱されるという考え方は持っておりません。これはあくまでも地域の方の熱い思い入れはどこかでやはり継承していく必要もあるなという思いで、これまで答弁してまいりました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 教育長、大変ソフトな語り口で言うのであれなんですけれども、こういうあれが合っているかどうかわかりませんが、限界効用逓減の法則というのがあるんですね。例えばこれ、私も難しくあまりよくわからないんですが、夏の暑いときにのどがからからのときに生ビールを1杯目飲むと非常においしく感じる。しかし、2杯目を飲むと、ちょっと落ち着いて、3杯目になると、それが当たり前になって、やはりあんまりずるずるずるあれもこれも受け入れてというようなのはかえってよくない場合があるんですよ。

スクールバスもこの前も全員協議会でお話がありましたけれども、そういうのもやはりあんまりずるずるずるずるずるの枠を外しちゃうから、いろいろ今度やらなくちゃならない。そうすると、それがかえって効果がなくなってきちゃう。本来の目的に沿わなくなっちゃうということを、限界効用逓減の法則というのが言っているんだと思うんですが。

そういう何でも受け入れるんじゃないなくて、やはりある程度のところで線を引いて、そしてしっかりとリーダーシップとしての方針を出されるべきんじゃないのかなと。私が言ったから、その校歌も使います。また、新しい校名になったから新しい校歌も使います。3つのやつを運

用します。そんなもう、どんどんどん難しくしないで、やっぱりリーダーとして、ぴしっと線を引くところは引かれたほうがよろしいんじゃないのかな。

まさに、今回のこの下江川中学校と荒川中学校の合併に対しては、これは行政としてのそういうリーダーシップが欠けていたんじゃないのかなというふうに、残念ながら総括されるんじゃないかと思えますけれども、その点についていかがでしょうか。これは市長でも教育長でも。

○議長（佐藤昇市） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 旧校歌、これから新しい校歌ができた折には旧校歌という形になりますが、この校歌を下江川中学校の校歌を歌うのは、生徒にとっては残り3年間なんです。

1年生から3年生まで、今の小学6年生は先輩が歌ってきた校歌というのは直接指導される場合はありませんので、これは先輩方が教えない限りは歌う機会は少なくなると思います。荒川中学校の校歌も校歌として歌うのは3年間。その後は新校歌が生きてくるわけです。

さらに思いというのは、どこの学校でも同じような現象が起きてまいります。したがって、私が旧校歌を継承するというのは、地域の方々や同窓会のもろもろの集まりで大切に斉唱する。その場で斉唱する、合唱するということがよろしいんじゃないかなという思いでお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 時間が迫っているのですごくあれなんです、これだけ絶対質問したいんですけど、制服の問題です。この市のお金が本当に大変だというのは誰もが知っていると思うんですよ。その中で、今回、3年生、2年生に八百七十何がしのお金を使うということに対して、すごく危惧をしている市民がたくさんいて、僕のところにも何人かの人から、こういふときにきちんと、議会は何やっているんだということで叱られています。非常にその答えに困っているんですけども、その理由が何かという先ほどの質問に対しての答えが、いじめがあるんじゃないとか、そういう心配。それと、それを大人が目線ではなくて子供の目線という話があったので、僕は絶対これ言いたいんですよ。

荒川中学校、下江川中学校の生徒会の子供たち、何回も石巻のあの悲惨なところに一緒に行っています。あの子供たちがどれだけ成長したか。あの弱い人のためにどれだけ自分が努力するかという姿を僕は何人も見えています。なので、あの生徒たちにこういう問題があるので生徒会として本当にこう、みんなが温かくなったら、生徒会としてこんなことをやって、みんながいじめのないいい学校にしようというのを、何で生徒会に委ねないんだ。

大人が目線じゃなくて、子供の目線と言ったので、誰が子供の目線で検討したんですかというふうに僕はすごく悲しい思いで説明を聞いていましたけど、そういう視線はなかったんです

か。

それとも、多分今からでも、どちらの生徒会にも制服が旧のままなんだけれども、みんなでいじめのないような学校にして、本当にみんなでよかったねというふうにできるかと言ったら、絶対任せてくださいって、あの子供たちの顔が僕は思い浮かんでいるんですよ。そういう視点はなかったのか。そういうことで875万円を使って、そういう可能性をなくしてしまうということに対して、すごく残念だなと思うんですね。

この件は、もう保護者に説明の資料まで行っているんで、今さら議会が反対したらとんでもないというふうに言われるので、でも、それを考えると、さらにさらに僕は残念で残念でしょうがないんです。ちょっと見解を聞かせてください。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 移設の決定の過程については、これまで説明したとおりでございます。検討委員会に委ねるという形で、そこで最終的に結論をいただいたということで、経過等についても、説明会、保護者会等々で、その経過については御説明しているところでございます。また、いじめの問題等々についても、やはり検討委員会において、いろいろな立場で総括質疑すると、出すべきじゃないという意見、それから新たに出すべきと。やはりいろいろな意見があって、みんなでまとまった経過になっておりますので、制服が違うからといっていじめが発生するとか、そういうことではございませんので、今後、心機一転新しい学校でスタートするにあたって、みんなで気持ちよく希望に向かっていけるようなところにやろうということで、最終的にこうまとまったというように私も記憶しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） これ以上はあれですけれども、子供たちを信用して、そういう道もあったということと、やっぱりお金が大変だということをみんなで分かち合えるような、そういうまちにしたいというふうに思っていますので、その経緯については今さらどうのということはないんですけれども、ぜひそういうのを頭の中に置いておいてほしいなと思います。答弁は求めません。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 今、お金がない話、私も常々子供のころから貧乏でしたので、お金のありがたさというのはよくわかっているつもりなんですけれども、そこで跡地利用の話が出まして、今、ソーラー発電というのは32円でございます。40円から36円になって32円ということでございまして、これから先まだ下がるというような可能性もございます。

その32円で権利をとるという表現がいいかどうかわかりませんが、権利をとるのは、12月の初めごろまでに東電や経済産業省に申請をしなければならないというようなことだそうでございます。

そこで、まだ、先々の話ということにもなりますが、今の江川小学校の跡地は高台にありまして光も非常に当たるということで、私、何社かの方にここでやれたらどうだというようなお話をしたところ、ぜひ経済産業省やその他に届け出というか、可能性を探るために申請をしてみたいという方が何社かおりました。それには、地主の同意が必要なんだ。もちろんできるかできないかは、その後、申請をして後の話というふうになりますけれども、七合の中学校もソーラーになっておりますので、そういうようなことがきちんと地主の同意というような形で市長の判こがおせるのかどうか。先行してあれですがね、一応お尋ねをしたいと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 再生可能エネルギーのメガソーラーについてのお尋ねであるというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、こと、かなり極めて優良地ということもございます。また、面積も3万ヘクタールを超える優良地でございますので、そういった意味では総合的な判断をしていきたいと考えておりますので、もちろん私は民間活力第一優先という形で進めていきたいと思っておりますので、まだ、そういった導入についてはこの具体的なことについては白紙の状態である。このようなことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 白紙ということはいつごろになったら、では、そういうようなことが出てくるのか。ときは金なりということで別にもっといいものができるかもしれませんけれども、ある程度の時間、タイムというんですかね、タイム・イズ・マネーということもありますものですから、時間的な時間軸の話もちよっといただければなと思っておりますけれども。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 数字的なものをやはり個人的なあれでちょっと明確に申し上げられないことはお許しいただきたいと思っておりますので、今言えることは、できるだけ早くスピード感を持って対応する。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 興野の跡地のように、5年かかってもできていないというようなことのないように、お願いをして、答弁はいただかなくて結構なのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置等条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

ちょっとお待ちください。再開します。

○市長（大谷範雄） 私、先ほど面積を3万ヘクタールと言ってしまったんですが、3万平方メートル、3町歩ですので申しわけございません。お詫びして訂正をいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第12 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第16 議案第5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第12 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）
について
 - ◎日程第13 議案第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第14 議案第3号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第15 議案第4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第16 議案第5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、平成26年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億5,079万4,000円増額し、補正後の予算総額121億8,526万7,000円とするものであります。

今回の補正は、地方特例交付金、普通交付税、国のがんばる地域交付金等、額の確定に伴うもの、また、平成25年度事業の精算に伴う償還金に係る予算の計上であります。なお、人件費につきましては、平成26年人事院勧告による給与の改定に伴う増額補正をあわせて行いました。

主な内容について御説明を申し上げます。

まず、歳出予算であります。

総務費は、総務管理費として嘱託職員に係る賃金等であります。

財務システム管理費は、臨時職員に係る住民税控除特別徴収に対応するための財務会計システムの改修費用であります。

財産管理費は、公有財産台帳整備に伴う図面データ作成業務に係る費用であります。また、

J R鴻野山駅前旋回場整備に係る工事費用であります。

市有財産管理費は、消防設備保守点検時指摘箇所の修繕や市有施設の小規模修繕に係る費用であります。市有財産整備費は、旧やまびこの湯の防犯カメラ設置や、烏山駅前無料駐車場の街路灯設置に係る費用であります。

情報推進化推進費は、庁内複合機のコピーに係る費用や社会保障・税番号制度システム整備に伴う負担金であります。

民生費は、障害者福祉事業費として平成25年度各種国県負担金等の精算に伴う償還金であります。

障害者総合支援事業費は、放課後等デイサービス利用者の増加に伴い、障害児通所給付金の増額をするものであります。

放課後児童健全育成事業費は、平成25年度事業の精算に伴う償還金であります。

私立保育施設運営委託事業費は、事業費の精査による国県補助金の減額であります。

広域利用保育委託費は、事業費の精査による国県補助金の増額であります。

母子福祉事業費は、平成27年4月からの現物給付対象を中学3年生まで拡大することに伴う準備費用と妊産婦医療費の増額であります。

各保育園の運営費につきましては、消防設備点検時指摘による修繕や来年度からの子ども・子育て新制度上、必要な備品の購入等であります。

すくすく保育園施設整備費は、P A S及び高圧ケーブルの交換にかかる費用であります。

生活保護総務費は、平成25年度生活保護国庫負担金の精算に伴う償還金であります。

予防事業費は、高齢者予防接種委託料のワクチン料金改定に伴う増額であります。

衛生費は、浄化槽設置事業費として、浄化槽設置補助金の増額に伴う費用であります。

農林水産業費は、農業者戸別所得補償制度事業費として、農地集積事業の対象者の増加に伴う増額と、法人化する集落営農組合への支援事業の追加補正であります。

水田経営とちぎモデル条件整備事業費は、那須烏山そば生産者組合の汎用コンバイン導入事業に係る費用であります。

地籍調査事業費は、過去の地籍調査成果に係る電子情報化のための費用であります。

イノシシ捕獲促進強化事業費は、イノシシ捕獲者の成果報酬の増額であります。

商工費は、山あげ会館運営費として、施設の空調設備改修に係る費用であります。

一般観光施設運営費は、上境地内の観光案内看板の破損に伴う修繕費用と大金駅前観光交流施設に必要な看板作成等に係る費用であります。

土木費は、道路維持管理費として、道路維持補修のための融雪剤の購入費用と道路除排雪業務に係る費用であります。

教育費であります。小学校管理費といたしまして、江川小学校、荒川小学校の消防設備の老朽化に伴う修繕費であります。

江川小学校費は、スクールバス運行経費に係る費用であります。

烏山小学校施設整備費は、プール管理棟改築に係る費用であります。

中学校統合事業費は、荒川、下江川中学校統合に必要な経費として、統合中学校の制服、運動着、机、椅子等の購入や物品運搬等に係る費用であります。

中学校管理費は、各中学校の小規模修繕に係る費用であります。

荒川中学校施設整備費、下江川中学校施設整備費は、校舎改修事業の事業精査に伴う減額であります。

体育施設費につきましては、緑地運動公園、烏山運動公園のP A S及び高圧ケーブルの交換に係る費用等であります。

観光施設災害復旧事業費は、自然休養村施設の盗難に係る町村会保険金を充当したことによる財源振替であります。

歳入予算について申し上げます。

減収補填地方特例交付金、普通交付税は、額の確定による増額であります。

国庫支出金及び県支出金は、事業変更に伴う組み替えや事業の確定に伴うものであります。

諸収入は、自然休養村施設の盗難に係る町村会保険等であります。

市債は、国庫補助金としてがんばる地域交付金を荒川中学校校舎改修事業に充当したことによる減額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、県外から7件の寄附金をいただいております。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

次に、議案第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出を、1,402万6,000円を増額し、補正後の予算総額を36億358万円とするものであります。

主な内容は、職員手当の増額、人間ドック検診補助金の増額及び前年度療養給付費等負担金、交付金等の確定に伴う償還金の増額であります。

これらの財源は、職員手当につきましては、一般会計繰入金をもって、その他につきましては前年度繰越金をもって措置をいたしました。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得てありますことを申し添えます。

議案第3号は、平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てであります。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ65万3,000円を増額し、補正後の予算総額3億2,435万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の増額に伴い、所要額を計上するものであります。これに伴いまして、歳入の後期高齢者医療保険基盤安定繰入金を増額いたしました。

次に、議案第4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ305万3,000円増額し、補正後の予算総額を1億591万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、簡易水道施設の電気料の増額及び施設に故障が生じたための工事費によるものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出394万5,000円を増額し、補正後の予算総額6億72万9,000円とするものであります。

支出の主な内容は、配水管及び給水管の漏水修繕費用の計上であります。

また、資本的支出を268万8,000円減額し、補正後の予算総額を3億1,775万7,000円とするものであります。

主な内容は、工事請負費の予算執行残の減額によるものであります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括をして提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） がんばる地域交付金4,548万8,000円、これは歳入には出ているんですが、歳出のほうでは荒川中学校の改修費だということなんですけれども、これは10ページの歳入に、がんばる地域交付金4,500万円というのが載っているんですよ。これは、荒川中学校の統合に伴う整備費だということなんですけれども、さっき言ったような気がしたんですが、違うんですかね。そうですね。それはどこに載っているのか、ちょっとわからない

ので。あ、あったあった。国庫支出金というのが4,548万8,000円、これだね。わかりました。

これが、全体ではここなんでしょうけど、この説明の欄ではどこに行くのか。この中学校統合事業費という中に入るんでしょうかね。まずそれが1点。

それと、23ページの観光施設災害復旧事業費、これは観光用看板が破損したために修復をするんだというようなお話なんですけど、具体的にはどこの観光看板なのか、いつまでにこれを修復するのか。説明をお願いしたいなと思います。

それは、また話が前後して申しわけございませんが、15ページに放課後児童健全育成事業費107万4,000円が増額されていると言ったらいいんですかね、これ、いかなる理由なのか。地域子育て支援一般型事業費も27万円ということで計上されていますが、これも、もし内容を説明いただければと思います。

それで、あとは国民健康保険の関係ですけれども、この間の説明では、人間ドック費用の増額を図るということですが、これは疾病予防費130万円というのがそれにあたるのかなというふうに思われるんですけども、今まで通常人間ドックの受診者がどのぐらいあって、今回どのぐらいこの増員があったのか。この内容等について御説明をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず、がんばる地域交付金につきまして、御説明をさせていただきます。

このがんばる地域交付金につきましては、国の経済対策の一環といたしまして、平成25年度の第一次補正予算に計上されました地方の単独事業、それから、国庫補助事業の地方負担分に対して交付されるものでございます。本市におきましては、下水道事業、昨年9月に発生いたしました台風18号の災害復旧事業費、それと荒川中学校の大規模改造事業の地方負担分、合わせますと1億4,817万円になるわけですが、これに対しまして、財政力指数、それから行政改革の努力加算分ということで、この1億4,817万円の30.7%が交付されたところでございます。

その財源の充当先でございますが、21ページをお開きいただきたいと思います。10款3項中学校費1目学校管理費の中の説明欄、荒川中学校施設整備費、こちらのほうの財源といたしまして、4,548万8,000円、充当させていただきました。これに伴いまして、合併特例債のほうを4,570万円減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、15ページの放課後児童健全育成事業費170万4,000円につきましては、放課後児童クラブの平成25年度の事業実績に伴う県補助金への償還分という形になります。当初、補助金受け入れ額が1,369万4,000円ということで、確定額が1,194万5,000円ということで、その差額を返納するという形になります。

続きまして、地域子育て支援一般型事業費27万円の増額補正なんですけど、これにつきましては、主な理由といたしましては、こども館でイベント等を行うときに、登録保育士4名の御協力をいただいて事業等を行っております。その賃金の増額補正という形になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 23ページの観光施設災害復旧事業費（財源振替）の1,354万7,000円についてでございますが、自然休養村が盗難事故に遭ったことに伴う保険金がありまして、歳入の12ページの上から4段目の雑入に1,363万7,000円の金額の中に1,361万9,000円の町村会保険金の中に、この1,354万7,000円が入っているんですが、その保険金が入ったことによります財源を今回振り分けたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 国民健康保険特別会計補正予算についての御質問にお答えしたいと思います。

人間ドックのこれまでの利用状況でございますが、平成25年度、ここで申し上げますと人間ドックが396人、脳ドックが135人、合わせまして531人の受診者数となっております。本年度当初予算で500人分の予算措置をしたところですが、まだ、問い合わせ等がありまして、今回新たに50人分を予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。大体わかったんですが、私は先ほどの荒川中学校、下江川中学校の統合は南那須地区の課題だということで、その案そのものには触れませんでした。そういう私のところにまで、中学校統合に伴って、現在いる在校生の制服あるいは運動着までつくる必要があるのかというような問い合わせが来ているということをお知らせしたいと思います。

烏山の境中学校統合、七合中学校統合、これもいろいろ問題がありました。それは急遽来年

から統合ということで、境中学校は大変教育長など苦労されたんですが、そのときでも、先ほど同僚議員の話がありましたように、統合とか対等とかそういう言葉はありませんでしたが、急な統合でしたので、もちろん制服は同じ学生服とセーラー服ということでございますので、リボンを変えれば済む話で必要なかったとは思いますが、統合して自転車で通学しなくちゃならない子供たちには、そういうものを用意しましたし、ジャージですね、これについても在校生の方は用意したということでございます。

七合中学校の統合につきましても、もともと七合地域の小学校から中学校に行く際に自転車通学される生徒さんには、自転車通学を予定していた方には支給されませんでした。烏山中学校と中学校を統合するということになった段階で、自転車通学を余儀なくされた生徒さんは自転車が支給された。それで、体操着も在校生、2年、1年ですけれども、支給されたと。こういう記憶なんですよ。

だから、さっきからずっと論議を聞いておりますと、統合検討委員会に委ねる、委ねるといいますけれども、どれぐらいの権限があるんですかね。学校教育課長もその17名の委員の1人だというようなお話なんですけれども、財政があり余って、湯水のように幾ら使ってもいいんですよ、皆さんの思いがあればどんな要求でも通りますからなんていうことを会議の中で言っていたのか。烏山町と南那須町が合併したのは、どちらも人口減少に伴って財政が厳しいと、統合せざるを得ないということで合併したはずですよ。

だから、そういう点も踏まえれば、一部の委員の中に強権な強硬な発言があったとしても、今までの統合の形態はこういうふうでしたということで、事務方のほうでそこは説得するのが筋じゃないですか。そこで、収まらなければ議会でもどこでも持ってきて相談をかける。これが私は筋ではないのかなと。

そこで決まったから、もう保護者に通知を出しちゃったから、もうそれでいきますかねと、あとは予算、皆さん通せばそれで相済みですよ。こういうふうになっているわけで、これは本当に小森議員じゃないですけど、私も心中本当に情けない話です。

これは私は烏山の人間ですから、南那須のことにとやかく手を突っ込んでどうだのこうだのという立場じゃありませんが、いや、市議員だからそれはもう対等平等なんですけれども、そうじゃなくて、何て言うんですかね、そういうような支給される子供たちの親が、これ、無駄遣いじゃないのというふうに私のところに電話をかけてくるんですよ。それを私、これ、反対して否決していいんですか、これ。

そういうような今、本当に苦渋をなめるような状況のことを、先ほど久保居議員が、何で行政のほうリーダーシップをとれなかったんだと、言いなりで青天井でどれだけかかっても構わないよと、皆さんの意見が大事だから皆さんの要望に沿いますよと、こういうことで本当に

よかったのかなど。そのことを言いたいんですよね。それについて責任ある回答をお願いしたいと思います。保護者が無駄遣いだよと言っているんだよ。今の制服でいいんじゃないのと。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 平塚議員から御質問がございました。これについては、これまで申し上げたとおりでございますが、まず、準備委員会の権限的なものでございますが、権限についてはこの統合を進める上において、統合準備委員会でこういったものについては第三者的な委員会において決定しようという約束ごとで始まったものでございます。そこに委ねようというみんなでの約束ごとでございましたので、そこに権限というわけではございませんけれども、そういったことがあったということでございます。

それから、財政支出がかさんだということについては、私も事務屋として大変残念に思っているところでございますけれども、やはり委員会の中で少しでも節約してやろうという話も私のほうからもやっぱり出しておりますし、ほかの委員からもたくさんございました。そういうことでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 17ページの衛生費、浄化槽の設置の事業費ということで1,497万3,000円ということかなと思います。あと、これは補助を出すんだと思うんですけども、1,500万円近い金額が増額されるということは、浄化槽の設置がどんどん増えていると、いいことなのかなと思うんですけども、それにしてもちょっと当初の計画よりもはるかに多いのかなと、どんなようなことでこんなに増えたのかな。また、見込み違いがもしかするとあったのかなというようなことをお聞きしたいのと。

続きまして、18ページのイノシシの捕獲事業ですね。これは75万円ほどですが、イノシシが増えて大変困っているということで、その対策のために支出をするんだということだと思いますが、その辺の中身ですね。これを教えていただきたいというふうに思います。

あと次に、林業費の中の林業振興費70万8,000円、この裏を見ますと、進入地区の対策支援事業なんだというようなことかなと思うんですけども、これ、どんな内容でどの辺に対して行われるものなのか。その3点ほど質問をしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 先ほどの17ページの浄化槽設置事業費の補正についてですけども、当初89基の予算で計上したところなんですけども、8月の18日受付現在で設置申し込みが85基ありまして、ほぼ予算の補助金分が消化されてしまったということです。このため、途中申し込みを中止したところなんですけども、その後、業者等を聞き取り調査をした

ところ、まだまだ要望があるということでしたので、今回、40基分を補正したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農林水産業費の関係でございます。18ページのイノシシ関係ですが、これにつきましては、場所的には旧野上小学校の西側の山と申しますか、林、竹林があるんですが、一部竹林がありまして、1.6ヘクタールほどあります。これを伐採するんですが、イノシシの害のために伐採するんですが、その伐採した後、そのままですと、また、イノシシの巣になっちゃうんじゃないかという地元からのお話もございましたので、これらを栃木県水土里ネットという土地改良連合会の一部にあるんですけれども、そこでチップ状態にするチップperをお借りできる。それにつきましては、県費がその水土里ネットから補助金が出る。歳入で70万8,000円見てございます。そういうことで、シルバー人材センターのほうにお願いをして、そういうイノシシの関係の竹林の伐採、失礼しました、それは2番目の林業総務費のほうでございまして。

それから、イノシシにつきましては、今回、これは補正前は市の持ち出しが1頭当たり1,000円でございます。国が6,000円ということで、今までお支払いしていたんですが、ほかの市町村の例も見ますと、かなり市の負担が安価でしたので、国と同額にしましょうということで、1頭当たり5,000円を上乗せして6,000円の市の負担、国の6,000円の負担。1頭当たり1万2,000円をお支払いするというような形での補正でございまして。ちょっと順番がずれてしまいましたが、申しわけありません。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 大体わかったんですが、その林業振興費の進入地区対策支援事業というのは、野上の一部の竹林を伐採する仕事は県のほうの森林環境税か何かでやって、そして、その切った竹の処理を、チップperというものを持ってきて、粉というかチップ状にして、そこにまくと。そうすると、整理整頓ができていい形になるんだよというようなことだということですよ。よろしいんでしょうかね、多分。

イノシシの捕獲をすると、今まで市は1,000円しか出していなかったけれども、今度はそこに国が6,000円出しているから、1,000円で今までは7,000円だったけれども、今度は6,000円になって1万2,000円、1頭とると1万2,000円なんだよ。こういうような形なのかなというふうに思うんですけど、それでいいのかなという確認ですね。

あと、1つ忘れちゃったんですけれども、地籍調査費というのがやっぱりあれに出ているんですね、農林関係で1,065万9,000円、これはどの辺をどんなような形にするのか。つ

いでに聞いておきたいと思うんです。

あと浄化槽設置については増えていると。もう85基なんですけど、これ、新築と新しく設置するというのと別枠でいうと、どういう比率というか、何棟と何棟なのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） イノシシに関しましては、今、議員おっしゃったとおりでございます。

それから、竹林の関係は大変答弁漏れて申しわけありませんでした。伐採のほうは御指摘のように、元気な森関係の事業で伐採した後、チップでチップ状にするということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 2番目の質問なんですけど、地籍調査事業費ですね、これは農林水産業費に入っていますが、事業は都市建設課のほうでやっていますので説明いたします。

どの辺をどのようにするのかという御質問ですが、これまで地籍調査、昭和49年から実施しているわけですが、最初のころにやった南那須地区なんですけど、志鳥とか、あと昭和60年ごろまで鴻野山、小倉地区あたりなんですけど、その昭和51年から昭和60年までの間の14地区につきまして、昔だったものですから紙ベースでしか資料が残っていないわけなんです。

現在はデジタルというか、数値情報化作業というのをやまして、使いやすくというか、効率化が図れるようにする事業です。これからまだ、そういうふうになっていないところにつきまして、あと3年ぐらい、平成27年、平成28年、平成29年とかかる予定です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） これまでの85基についてはちょっと手持ち資料がないんですが、今回、補正分につきましては新規分が12基分、それと現在あるものを回収するというのが28基分を予定しております。

以上です。

○8番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 21ページの学校管理費の中の烏山小学校施設整備費3,000万円、先ほどプール管理棟の解体だという説明があったと思うんですけども、これらのプール

管理棟は新しいものをつくるために解体するのか。あるいは新しいものができたので、そういうものを解体するのか。その辺、ちょっと説明いただければと思います。

あと、もう1点だけ。収支予算とは別だと思うんですが、これは図表になるのかな。給与費明細の中で、午前中の最初の補正のときにあった表の6ページなんですけど、その他の特別職の補正がありました。150万4,000円、そして今回またその明細書のページが24ページにございます。午前中朝一番で補正された後の給与費明細書だと思うんですけども、特別職の欄、150万4,000円増になりまして6,600万何がしから6,760万何がしになってございます。

ところが、今、提案されています表を見ますと、補正前の数字がけさの数字を動かす前の数字、66,125になってございます。そして、今回の三角の11万7,000円になって減っているんですけども、どちらが正しいのか。最終的な66,008が正しいのか、あるいは朝一で補正したのが、午後の24ページのほうに連動すると思うんですが、これがつながっていないように見られるんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問の烏山小学校施設整備費でございます。こちらにつきましても、烏山小学校のプールの管理棟の改修でございます。管理棟を取り壊しまして新しい管理棟に建てかえるという工事でございます。管理棟がプールは昭和48年に建設したということで、42年ということでございますので、プールのコースのほうはいじりませんが、管理棟の一式を修理するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この件につきましては、今、調整中でございますので、後でということをお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 先ほどのプールの管理棟の件は、あくまでも今あるものを解体するだけで、つくり直すんだということで、これからまた費用がかかってくるということになります。それらは解体した後に改めて試算するんだということになるわけですか。今は、手持ちは全く、幾らかかるというのは持っていないんですか。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 説明不足でございました。解体をしまして、そのまま管理棟をつくりかえる。一式の予算ということでございます。古いものを取り壊してそのまま新しい管理棟にするということです。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 新たにつくる分も含めてという解釈でよろしいんですか。

○議長（佐藤昇市） 質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 1点質問をさせていただきます。

7款の一般会計の19ページ、観光施設費の中の説明のほうに一般観光施設運営費249万7,000円、これは大金駅前とどこだかの看板の設置費だということなんです、大金駅前の看板は過去10年間ぐらいのうちにもう2回ぐらい取りかえていると思うんですよ。もし、今の商工観光課長、おわかりにならないかと思うんですが、もしわかっていたらば、その合併当時から何回ぐらいこれ、看板を大金駅前に取りかえているか。また、今回、この中から看板をつくるということですけども、幾らぐらいの費用でつくる予定なのか。わかったらお聞かせください。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 先ほど説明した大金駅前の看板と言っておりますが、それではなくて大型の看板が、市内には烏山駅前と大金駅前と健康福祉センターの前と、龍門の滝の前に那須烏山市の全体の看板がありますね。あそこの中に、もうない施設とかああいうものがまだ残っていますので、それを修正するのにこの一般観光施設の中の249万円の中に若干の金額、19万8,000円で直すというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） そうすると、約249万7,000円だから250万円のうちの20万円弱だよ、使うのはね。あとのあれはどういうふうにしたの。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 一般観光施設運営費249万7,000円の内訳は、一般観光、いろいろな観光施設の総まとめの電気料で45万5,000円、事業費ですね。委託料が全部で53万円で、そのうち大型看板の4カ所の委託料が19万8,000円と、この前大金駅前の建物を今つくっていますが、そこにこの前説明しました日影とか垂れ幕とかそういう施設をつくる費用が38万2,000円、そのほかに工事費が151万2,000円で、これは30ページにあります、そのうち151万2,000円のうち、上境地内の観光案内の30ページにあります観光案内の修繕工事が127万4,000円、そして、駅前の観光交流施設をつくっているんですが、周りに植栽をしたいということで植栽の工事が23万8,000円ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 上境の看板工事が150万円。そんなでかいのってどこなんですか、上境の。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 127万4,000円ですが、大型案内看板といいまして、場所はこの看板は上境から横枕に向けて行ったところのそば屋さんの近くにある看板で、実はこの看板は旧烏山町時代に観光振興の重点策ということで東西南北4カ所と、山あげ会館に1カ所つくった大変大きな看板でございます。その中の1つの上境の部分の看板が破損しているということで、これを今回、同じように直すという工事でございます。

以上です。

○9番（久保居光一郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 5点ほど質問いたします。1つだけ一般会計なんですけど、10ページ歳入の国庫支出金から質問をします。この中にこれは新規事業なんですね。10ページの中ほどに国民健康保険事業の中で、障害児施設措置費給付費交付金というのが1,864万8,000円ありますね。これは当初予算にもなかったものですから、これはどんな事業なのかを質問いたします。

次の、11ページ、同じ歳入の県支出金の中の農林関係なんですけど、水田経営とちぎモデル条件整備補助金とありますね。これは先ほどの市長説明によりますと、何か農業集団でコンバインを購入とか何とか、そのような説明であったかと思えます。農業費のほうにも330万円ほど載っておりますが、これはもうちょっと具体的にどのような団体がこのコンバインを購入し、補助するのか。これは補助率というのは何パーセントなのか、その辺のところについてお伺いをしたいと思います。

それにもう一つ、これは清水課長かと思えます。12ページ、これは前もって通告しなかったんですが、12ページの諸収入ですね。この中の町村会保険金1,361万9,000円、これは自然休養村の盗難品に対する補償という市長の説明がありましたが、これは幾らの申請をして1,361万9,000円いただいたのか。この申請額がわかりましたらお伺いをしたいと思います。満額なのか8掛けなのかですね。

次に、歳出、これは教育費について3点ほどお伺いします。21ページですね。ここに10款3項の中学校費の中の中学校統合事業費で1,513万9,000円を計上してありますが、この内訳、何と何でこういう金額計上になったのか。それで、校歌とか校章とか、それに

校訓といたしますか、南那須中学校の教育方針みたいな校訓というのがありますね、これもまだつくっていないのではないかと思います。これらの費用もこの中に含まれているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それにもう1点ですね、この下江川中学校整備費ですね。今回、577万9,000円を減額しておりますが、これ、当初では1,200万円計上してありましたね。半分になってしまったんですが、なぜこの半分で済んだのか。これについてお伺いをしたいと思います。

それと、これも清水課長ですかね、24ページを開いていただけませんか。24ページに給与費明細表のうち特別職とありますね。これ、補正後ですよ。この2段目の議員を見ていただきたいんですが、期末手当の支給率が括弧で2.95とありますが、先ほどの改正によって、これは3.1に変わったのではないかと思います、これを確認したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） それでは、一番最初の質問の10ページの国庫支出金の関係でございます。障害児施設措置費給付費等負担金の関係でございますが、これは歳入科目の振り替えに伴う新規ということになります。具体的な部分で申し上げますと、32ページに歳出財源充当一覧表というのがございますので、そちらをごらんいただければと思います。

32ページの下から2段目に、障害児支援事業費という事業がございまして、これの財源内訳で障害者介護給付費負担金1,480万円減、それから、県支出金も740万円減となつてございまして、プラスするほうは国庫支出金が1,861万8,000円と、県支出金が930万9,000円というプラスになります。

この障害児支援事業につきましては、従来障害者支援法による給付でございますが、その後、児童福祉法に変わりました国庫支出金の科目が変わったために、当初予算では従前のまま計上していたものを、今回の補正で科目振替とともに、先ほど市長の提案理由の中にありましたように、放課後等デイサービスの需要が増えた関係で、増額補正のために歳入部分も増えたというような状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 私のほうは11ページの県支出金、水田経営とちぎモデル条件整備事業でございますが、具体的には那須烏山市でまだ加入していない団体もございまして、この事業で導入した団体としましては、興野、中山、神長、向田、下境、大木須が2カ所、7団体そば生産組合がございまして、この団体7つが今年度、そば生産者組合ということで、1つの団体になってございます。それらを合わせますと約50町歩になってきております。

現在、興野に2台、中山に1台、汎用コンバインがございしますが、収穫時期はダブってしまうものですから、とてもとても間に合わないということで、今回、汎用コンバインを1台購入ということになってございます。補助率につきましては、3分の1、歳入287万7,000円でございますが、市単独の上乗せということで5%、43万1,000円ほど上乗せをしまして、その那須烏山市そば生産者組合の購入費としまして330万8,000円を支出することでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 12ページ、町村会保険金1,361万9,000円、うち自然休養村の保険金が1,354万7,431円でございます。そのほかに、9月の議会のとときに損害賠償、交通事故の件で御説明しました保険金、聖園ヨゼフホーム下の事故の件で2万5,650円、それと、野上舟戸地内の自動車道路の陥没等による事故での4万6,894円、これらを含めたトータルの金額1,361万9,975円、これが保険金の内容でございます。

また、自然休養村の申請額でございますが、ちょっと手元に今、資料がないもので、後で報告させていただきたいと思いますが、満額は調査会のほうで精査して認めてはもらえませんでした。1,450万円程度で申請をしたと思いますが、この数字については後日報告をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

それと、24ページ、給与費明細書の特別職のところ、先ほど渡辺議員からもその他の特別職のところ、午前中の専決処分の数字とまたダブっているということで、また、今の2.95月分、先ほど条例を改正して3.1月分ということで説明してやっておりますので、これにつきましては、今、大至急調整をさせていただきたいと思います。そのようなことでよろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） それでは、まず、中学校統合事業費1,513万9,000円の内訳でございます。こちらにつきましては、まず、制服ということで612万5,000円ですね。それから、運動着262万5,000円、合わせて875万円でございます。

それから、これから荒川中学校のほうに新しい中学校のほうに移転するために、クライアントサーバーとかパソコン、コピー機等々の輸送、それからピアノ、椅子とかロッカー等、そちらの運搬関係諸費です、そちらが243万円。

それから、備品購入といたしまして、生徒の机と椅子ですね。こちらの1学年分でございますが、こちらは計画的に更新しているものでございますが、こちらの一式で335万9,000円でございます。こちらが重立ったものになってございます。

それから、校歌、校章の経費が入っているかということでございますが、この段階ではまだ校歌、校章については入ってございません。校歌については、これから下江川中学校、荒川中学校の生徒が、失礼しました。それは校章です。校歌については入っておりません。

それから下江川中学校施設整備費ということで減額で577万9,000円ということでございます。当初1,200万円を予定していたところでございます。当初は校舎と体育館等を分割で設計のほうを発注する予定でございましたが、使うのは一緒に、校舎も体育館も一緒になりますので、一体的に設計を組むということで、設計委託を発注いたしました。そして、既に入札が終わりまして、契約も成りまして、そういった要因で減額の補正ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 国庫補助金につきましてはわかりました。県支出金についても了解をいたしました。諸収入についても了解をいたしました。

教育費の、そうしますと制服、運動着、パソコン等の輸送費、机、椅子の購入分、1学年分ですね、それを合わせて1,513万9,000円だということのようです。それで、冒頭申し上げましたが、校歌、校章、校訓、これは南那須中学校の開校までに間に合うんでしょうか。このことについて1点、再質問します。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちらにつきましては、いろいろ議論いたしましたが、やはり校歌については歌詞、それから曲ですね、編曲をしたりとかということで、相当の時間を要するというので開校までに間に合わないということです。そういうことで、新しい中学校になってからということでございます。

以上です。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） 2点ほどお伺いします。障害者福祉事業の379万円ですが、これはどんなような事業なんですか。

あと1点、私立保育園施設運営委託事業費、減額で3,945万7,000円になっていますが、この内訳をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 15ページの民生費社会福祉費の障害者福祉費の中の障害者福祉事業費379万円の質問かと思えます。これにつきましては、平成25年度、昨年度の事

業精算に伴う国県支出金のもらい過ぎた分の償還分の379万円でございます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、15ページの市立保育施設運営委託事業費、マイナスの3,945万7,000円についてお答えをいたします。主な理由といたしましては、烏山保育園、宮原保育園、みどり幼稚園に保育をお願いしております。その運営費の委託料ということで、当初の見込みの園児数よりも入園の園児数の減に伴う委託料の減額補正ということになります。それで、当初、年間2,400人を予定していたんですが、見込みとして1,967名程度になるということで、433名の減ということで、この額が減額という形になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第5号までの5議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第12 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第3号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第4号 平成26年度那須烏山市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

これで暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第17 議案第15号 新市建設計画の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第17 議案第15号 新市建設計画の変更についてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第15号 新市建設計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年2月に策定をいたしました新市建設計画について、平成24年6月に東日本大震

災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、合併特例債の発行期間が被災市町村で10年間、被災市町村以外で5年間延長されたことによりまして、本市においても10年間の発行が可能となりました。

本市では、東日本大震災により多くの公共施設等が甚大な被害を受けました。新市建設計画では、2町まちづくりの主要課題に公共施設等の充実を掲げております。これらの目標を達成するには、合併特例債の有効活用が不可欠でございます。そのため、これらの最大限活用を含めた平成27年度から平成36年度の10年間を見通した中長期財政計画を策定したところであります。

したがって、市総合計画後期基本計画、みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりの実現に向け、震災の復旧、復興を最優先課題とし、被災をいたしました武道館施設を初め学校施設の統廃合、道路整備等に際して、有利な合併特例債をより効果的、効率的に活用するために、新市建設計画を10年間延長し、あわせて財政計画を変更するものであります。

なお、市町村の合併の特例に関する法律第5条第8項の規定に基づき、栃木県知事と協議をしたところ、11月11日付で異議なしとの回答をいただいていることを申し添えます。

何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、総合政策課長から説明をさせますので、御審議の上、可決くださるよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 命によりまして、新市建設計画の変更につきましての補足説明を申し上げます。

本日、議案書のほかに補足資料、説明資料といたしまして、新市建設計画の冊子並びに新市建設計画の変更と新旧対照表を御用意させていただいております。新市建設計画の変更のペーパーのほうをごらんいただきたいと思います。

新市建設計画変更の理由につきましては、先ほど市長の提案理由の説明の中で述べさせていただいたとおりでございますが、10年間の計画期間が経過をいたしまして、現在も少子高齢化の急速な進展など、さまざまな社会情勢が変化する中、本市におきましても、まだまだ解決すべき多くの課題を抱えているところでございます。

合併特例債の発行期間が最大で10年間延長可能となったことに伴いまして、道路整備や義務教育施設の統廃合等、今後のまちづくりに必要な事業を改めて整理いたしますとともに、財政計画の見直しを行った結果、新市建設計画の計画期間を平成36年度まで延長いたしまして、

財政計画及び関連する文言の修正等の所要の改正を行うものでございます。

なお、合併特例債の平成26年度末までの発行予定額につきましてでございますが、先ほど補正予算におきまして合併特例債の減額の議決をいただきました結果、今年度末までの発行予定額につきましては、85億9,170万円となります。このことから、平成27年度以降の発行可能額につきましては、約20億円ということになってございます。

それでは、変更の内容につきまして御説明を申し上げます。次のページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。まず、表紙の部分の変更のところでございますが、合併特例法の規定によりまして、新市建設計画の策定は合併協議会が行うということになってございますが、その後の変更の手續につきましては、合併市町村、那須烏山市が変更案を策定いたしまして、県知事との協議を行った上で、議会の議決を経て総務大臣及び知事のほうに送付ということで、変更をする手續でございます。このことから、変更年月日は平成26年12月といたしまして、策定者を那須烏山市とするものでございます。

また、序論の部分でございますが、計画期間につきまして10年間から20年間に延長する改正でございます。

なお、第2章2町の現況から第8章新市における公共施設の適正配置、整備までの部分につきましては、大きな変更点がないことから変更はいたしてございません。

次に、9章の財政計画でございますが、県との協議によりまして歳入歳出に係る各費目の推計につきまして、文言に所要の修正を加えたものでございます。これらの内容につきましては、9月定例会の全員協議会の中で、中長期財政計画として説明させていただいたものでございます。

37ページの投資的経費でございますが、こちらにつきましては、合併後に策定いたしました総合計画並びに現在、策定中の公共施設再編整備方針等に基づき、道路整備事業、消防施設整備、義務教育施設整備のほか、今後、必要となります公共施設整備に必要な事業費のほうを見込んで推計いたしております。

今後、策定予定の公共施設再編整備計画に基づきまして、平成27年度以降の実施計画の状況によりまして若干の数字の変動がございますが、現段階での推計ということで御了承をいただきたいというふうに思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 新市建設計画の変更ということでございます。これまで平成17年

の合併以来、平成26年度までの10年間の計画ということでございましたが、その間に3.11東日本大震災等々さまざまな問題が起きまして、その復旧に追われたということも踏まえて、これからさらに10年間、新市計画を延長する。こういうふうに理解するものであります。

しかし、参考資料、新市計画の39ページを見ますと、来年度からの財政計画10カ年が載っているわけですね。その中で地方交付税を見ますと、とりわけ平成28年度から大変な縮小が見込まれる。これはいわゆる合併算定替えに伴う我が市に対する交付税が大幅に減るものだ。こういうふうに考えます。

地方税につきましては、思い切って見込んで、あまり変わらない数字を出しておりますが、主たる大きな事業所もなく、少子高齢化が続いているわけですから、果たしてこのように同じ推移で地方税がいくのかどうかというのは非常に疑問であります。歳入合計を見ますと117億円近い予算であります。これが100億円ちょっと、こういう予算にこの10年間に縮小すると。思い切って見込んでこういうことなんだということなんですけれども、当初合併協議の際に、これは一般質問でやったほうがいいかもしれませんが、合併特例債の80%、そういう縛りをかけたわけですが、これを満額確保するというのが今回の変更の内容かなというふうに思うんです。

これについては、その計画変更がいいかどうかという論議はいろいろありますが、残念ながら東日本大震災の被害を受けたというようなアクシデントもあるわけですから、変更が絶対にだめだということではないんですが、それにしても、合併特例債というのは、これは債ですから借金ですね。したがって、やがて返さなくちゃならない。しかも、国のほうからその補填を受けると有利だと言いながらも、合併算定替えで地方交付税が大幅に減額をしていくということは明らかだと思うんですね。

少子高齢化で市民の皆さんの要求、要望は本当にいろいろ多種多様であろうというふうには思いますが、それから、この10年間は本当に縮小社会に向けて、いわゆる集中と選択を本気になってやるんだということが前提でなければ、さっきの論議ではありませんが、誰かその借金を払ってくれるんじゃないかみたいな安易な考えでやると、市が破綻してしまいますよね。

そういう点で、この新市計画10年延長の提案をされたと思うんですが、こういう点についてはどんなふうに考えているのか。今までと同じように要求があれば、熱意があれば、ばらまいてもいいんだと。そういう考えでいいのかどうか。その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 中長期財政計画につきましては、過日お示しをしたのがお手元にある財政計画表であります。私どもの財政規模からすれば、10年後は歳入歳出ともに100億円

程度というようなシミュレーションでございます。さらに、今、東日本大震災の復旧、復興を最優先課題に掲げておりますが、そういう中で、議員御指摘のとおり、新市建設計画の直後の目的は、80%に抑えるという形でやってきたことは事実でございます。

しかしながら、いろいろとやはり経済情勢の変化やらあいつた震災やら、そういった諸般の事情を加味いたしますと、これからの10年間の合併特例債延長はやむなし、このように判断をいたしましたので、この合併特例債、106億円の増額ということではございません。期間の延長ということでございますので、このことについては残り20億円ということでございますが、まさに今、言われるような選択と集中という考え方で、財政破綻を来さないことは当然でございますので、そういった計画を、そのための財政計画でございますので、これらを中心に執行していく、このように考えております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 全く同じ質問だと言ったら大変失礼になってしまいますが、やはり39ページの地方税29億1,000万円ですね。ずっとほぼ変わらずに推移をする。これに対する明確な根拠、これがあればお示しいただきたいと思えますね。私、どう考えても、下がるのが本当なんじゃないのかなというような気がいたしますが、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまの市税につきましての御質疑がございましたけれども、市民税、法人税等につきましては、個人所得の増減、企業収益等に影響されるところがございまして、大きく伸びるということは予想されませんが、現在、市が進めております定住促進施策、企業誘致制度等によりまして、所要の額については確保できるのではないかとということで推計をさせていただいております。

それから、固定資産税につきましては、土地の評価額下落が続いておりますけれども、現在、メガソーラー事業の進出によりまして、今後、土地の評価額等の増も見込まれますことから、平成27年度以降ほぼ同額を見込ませていただいております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 人口減少とともに地方税が減っていくというようなことになりましたら、大きくこういう計画も変更せざるを得ないのかなと、そういうような機動的に対応がなされるのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 現在の計画が10年間を見通した中長期の財政計画ということでございますが、やはりその社会情勢の変化、それから、国、県の制度改正等、大きなもの

がございました場合には、当然、この中長期財政計画もその都度内容の調整を図っていくことが必要であるというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案に対しまして質問いたします。

今、同僚議員が質問したのとも関連してくるんですが、今回はこの新市建設計画の変更、これは震災によって合併特例債の使用期間が10年間延びたと。それに伴って、この期日をひとつは平成36年まで延長するというので、これは私も了解でございます。

それから、それとあわせて、この財政計画も変更するというので、今、同僚議員が質問した財政計画等も立てたということでございますけれども、私はちょっとまた別の観点から、これはこれで県のほうに提出して了解を求めるために、こういうものを出さなくちゃならないのはわかっておりますが、それはそれで結構だと思うんですが、この新市計画、それから市の総合基本計画も同じでありますけれども、これをつくってからもう10年たっているわけですね。そうすると、この中に書いてあるいろいろな数値も現在違っている部分がたくさんあるかと思うんですよ。10年前に予測した数字が今とやはり狂っている部分がたくさんあると思うんですね。

それと、私がもう1点言いたいのは、どうもやっぱりこれはお役所的な手法だし、こういうふうにしなれば上にも通らないんだから仕方ないんですが、ここに書いてある全ての文章が評論家的な文章なんですよね。決して民間企業では、こういう計画は立てません、絶対に。いつまでにどういう新規事業にしろ、10カ年の計画と言っても、必ず具体的なことを書いてきます。それでできなければ、それはその担当者が能力がないということでもあります。

これは、みんな抽象的な評論家的な立場で書いているような文章なんです。これがいわゆるお役所的な手法ですから、それはそれでしょうがないんですが、皆さんは机上でこういうことを書くんだと思うんですよ。実態は、じゃあ農業はあと10年後には、今やっている農家の方が何人やるんですか。今の土地について水田をつくっている方、あと10年後にはつくりますか、つくりませんか。それから、商売の方、今、商店を経営なさっている方は、あと10年後には後継者がいるんですか、それとも商売を続けていくんですか。工業をやっている方も、事業主をやっている方も、あと10年後も後継者がいてやっていらっしゃるんですか。それとも、もう自分の代でおやめになるんですか。

そういう実態、市の実態ですね。高齢者とか生まれてくる子供かと、人口動態は大体推測することができると思うんですが、そういう産業の実態を一度アンケートをとって、農業、それから商業、工業があと5年後、10年後には継続してやっているのか。それとも廃業するのか。その辺の実態を市でもしっかりとつかむ時期なんじゃないのかなと。これは合併して10年に

なりますから、そういう実態をもう一度踏まえて、そしてさらに、実態の計画を検討するというのも、今回、来年は10周年だと言って10周年の事業を何やるかなど。1年間かけて10周年のあれを大々的にやるんだなんていう計画はあるようでございますけれども、それよりもむしろ、10年たった今の実態はどうなんだ。その今の実態を把握した上で今後の10年間の計画をもう一度改めて作り直すといいますか、見直すということも私は必要なんじゃないかなと思うんですが、それについての見解、これは総合政策課長、それから市長にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 合併をいたしまして10年だということでございますので、今、久保居議員御指摘の件は十分私も理解をできます。これはやはり総合計画、基本計画というのはこのようにやはり玉虫色になる。これはちょっとやむを得ないことなものですから、これはひとつ御了承いただきたいと思います。

問題は、今、御指摘のこれにかかわる下の実施計画です。このことについては、今、言われるように、実態調査、これは農商工、やはりこれから必要であると、このように私も感じました。もちろん10年前の経済情勢あるいは農業情勢も今、本当にさま変わりでございますから、やはりその御指摘については、私は同感でございます。

そのようなことを踏まえまして、私も課長等に指示をいたしますのは、この実施計画はやはり5W1Hが極めて重要ですということで、例えば建物1つの建設をするにいたしましても、建物ありきじゃなくて、その営業のコンセプトが大事なんです。この日限を、スケジュールをつくりながら、そのような営業のコンセプトのもとで選択、集中を入れながら対応する。これが極めて行政としてはウイークポイントなんです。

そのようなところを私も感じておりますので、ことこういった1つの新市計画のもとの通年行われます実施計画については、さらにさらに具体的な実行計画をつくっていきながら、現実、今の実情に合った建設計画であるべきである。このように考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻をいただきたい。このように思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 御指摘のございました市の総合計画、平成29年度までということになります。残り3年間ということでございますので、当然、来年平成27年度、平成28年度にかけて、次期計画の策定を進めていくことになろうかというふうに思いますけれども、議員のほうから御指摘がございました市民の意向をつぶさに調査する必要があるのではないかなというようなことにつきましては、当然これまでの計画策定に対してもさまざまな分野の市民の意向をアンケート調査という形で実施してまいりましたけれども、どのような形で意向

調査をするかという部分も含めまして、平成27年、平成28年には、具体的な計画の策定に入ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、市長から答弁をいただきました。集中と選択でやっていくんだということでございます。今までももちろん集中と選択でやってこられたんでしょうけれども、さらに、その集中と選択で事業を推進していただきたいなというふうに思います。

重ねて申し上げますけれども、人口の動態なんかをここに書いてある、これは13ページ、主要指標の見通しということで、人口世帯数、平成26年には2万9,377人になるものと予想されますというふうに、これ、10年前は書いてあるわけですが、実際、これは住民基本台帳の人数なのか何かわかりませんが、国勢調査から追っていくと、市の人口は現在、市民課長、2万7,500人切っているよね。答弁はいいんだけど、大体そのくらいで約2,000人近い誤差がもう出ているわけですね。

ですから、やはり私が申しますように、今回、農業もあと5年後、10年後にはどうするんですか。後継者いるんですか、いないんですかというような、そういう実態調査。それから、先の議会では、空き家についてもどういう状態で残っているのか。実態をもうちょっと把握するようにというようなことを言いましたけど、そういう実態を踏まえていないと、こういう国に出すための形だけのあれを、計画だ、計画だと言ってやっていると、実態とどうしてもぶれてきちゃうし、民間はこういう文章を書きませんから、計画で。

その辺の、これはこれでいいんですが、それと同時に本市でしっかりした実態を把握するような努力、そしてそれも現状に即して現実的な計画、そうすれば、先ほど渋井議員が言ったように、この市税の収入は本当に29億円、このままでいいんですか。実際はどうなんだろうなという、むしろ民間だったら厳しい財政見直し出すと思いますよ。4億円、5億円は減っているんじゃないかなというような見直し出しますよ。

そういうものを、やはり現実のものももうちょっと真剣になるちょうどいい10年の節目じゃないかなというふうに思います。これについても一度、そういうことをやるお考えがあるかどうか。これは、どなたか答弁をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 実態の把握でございますけれども、今年度、平成27年の2月1日現在で大規模な農林業センサスという調査が実施をされます。そちらのほうで農林業の実態については、本市の実態を把握するというのも可能でございます。

また、平成27年度には国勢調査といったものも実施されますので、そういった大規模な調査結果の分析、そういったものを踏まえた上で平成30年度以降の新たな計画策定のほうを進

めてまいりたいと思います。

特に、人口の増加につきましては、非常に今後、重要な問題になってまいりますので、それらを踏まえた上での計画というふうに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ちょっと私、理解しがたいところなんです、この今の議案第15号なんです、この提案の1枚の後ろをめくると新市建設計画とありますね。これ、39ページからなる計画書なんです、これは平成17年につくったもので、1枚いただきました現行と変更案というのがありますが、このうち、この部分だけを変更すると。そう理解してよろしいのか。まず、これからお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 第9章の財政計画の部分の変更が主でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、その前の部分というのはほとんどこの文言で使うということなんでしょうか。

だとしたら、二、三申し上げたいんですが、これは都市建設課長にも関係することなんです、22ページに道路整備というのがありますね。第6章新市の主要施策の中の（1）の①で道路の整備と、高田課長、ありますね。これを見ますと、これからも生活道路その他の道路整備の促進を図るといことなんです、私はこれから人口減少、人が減る、人が減れば車も減りますので、これからの整備というのはあまり道路に整備する必要がないのではないかなと、今までのような整備は必要ないのではないかなと私はそう考えておりますので、それらも含めて再度私はこれからの計画書づくりには、ぜひお願いをしたいと思っております。

それに先ほど一番後ろにある38、39ページ、これは今回、新たにつくった財政計画書かなとは思いますが、そうしますと、先ほど平塚議員からもありましたが、地方税が10年間で私が比較しているのは平成26年度と平成36年、この10年間で地方税が1億1,000万円も増えると。そうなっています。プラスはこれですね。地方交付税では7億8,800万円減りますね。それに地方債も4億9,100万円ほど減る。合計しますと14億5,700万円ほど歳入で減額になるというわけなんです。

今度は歳出を見ますと、人件費が10年間で2億5,100万円減額になっているんですよ。これほど人件費を減らすことは現実的にありますか。2億5,100万円といたら大変な額ではないかと思えます。これからますます仕事も増えてくる中で、これほど人件費が減ることではないのではないかなと思っております。その下の扶助費は1億7,000万円とか公債費も

1億1,000万円ほど増えますね。物件費は逆に2億1,000万円ほど減っています。補助費も2億1,000万円ほど減らすということになっていますね。そんなことで、歳入歳出とも102億3,600万円にして10年間では14億5,700万円の減ということになっているんですが、ちょっと私が今申し上げた数字は現実的ではないのではないかなというような気がするんですが、確かなんでしょうか。財政を担当する課長、御答弁願います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず、歳出の人件費でございますけれども、この推計につきましては、現在、市のほうで定員適正化計画というものを策定してございます。その適正化計画に基づいた職員の削減というのを前提に推計をさせていただきました。合併時の336人から、平成36年には239人に減少するということが計画が策定されておりますので、そちらをもとに推計をいたしましたものでございます。今後の施設の統廃合等を踏まえた計画であるということで御了承いただきたいと思っております。

それから、物件費等につきましても、現在、策定を進めております公共施設整備計画に基づく施設の統廃合等を前提といたしまして、推計をいたしましたので御了承をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 大方了解をいたしました。この人件費を減らす、これはわかるんですが、これは市長に申し上げますが、合併後、大分人数減っていますよね。主なところは給食センターとか図書館、これは指定管理者に委託してしまったんですよね。ほとんど市役所の職員が行っていません。この辺でも相当減になっているのではないかと思います。

こういうこと、結局委託費みたいな別な形で人件費が支出されているということは、果たしてこれから那須烏山市にとって適正なやり方なのかどうか。私、ちょっと疑問を持っています。やはり那須烏山市内で消化できるものは、人件費でも何でも外部にそういった委託しないで、職員数も減らさないで、これからも内需拡大という意味でも、それを選ぶべきではないかなと、私なりに考えておりますが、この辺のところは市長、どのように判断されておりますか。お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 図書館等を初め指定管理制度を導入していることは周知のとおりでありますけれども、毎年この契約に基づきまして、報告もいただきながら、これが果たして適切に、より以上にそういったサービスに寄与できているかというような検証も行っておりますので、その指定管理制度につきましては、毎年そのような検証作業を行っているという、その都度御報告をしているということでございます。

一部、そのようなところで市民からの声も聞くことも事実でございますので、そのことについては、検証をしっかりとしていきたいと思えます。

今後の10年間の経費の見通しでございますけれども、冒頭申し上げましたように、うちの規模からすると、大体歳入歳出100億円程度なのかなと思えます。そこで、これからの削減できるものと、どうしてもこの少子高齢化、人口減少の中で、毎年毎年増嵩する性質的経費がございます。やはり社会保障と言われる福祉あるいは健康、介護、こういったところが年々増加をしております。社会保障と言われる分野は増嵩しておりますので、このことについては義務的な経費に近いというふうには思っています。

じゃあ、どこを削減するんだと言った場合には、平成17年度からの趨勢を見ていただくとわかるんですけれども、人件費と投資的経費であります。そういう中で、投資的経費は合併特例債で見られますように、まさに合併特例債の投資でございます。そのようなところから年々縮小になりまして、これは将来的には2億6,000万円程度に落ち込むということになります。

一方、人件費につきましても、職員の人権費を初めといたしまして336人からスタートいたしました人件費も、当初はそれを入れまして27億円程度でございました。今は19億円ということでございますから、実際には8億円程度の減ということでございます。そのようなところから、今、団塊の世代からそういった頭でかちのところから、職員の採用も2分の1以内ということで今、絞ってきた経緯がございます。そういうところから人件費が年々削減されているという実態がございます。

そういったところから、捻出をして経費に充てる。これしかないかなと思っておりますので、先ほども総合政策課長が言われましたように、計画的な職員の適正化計画を初めとするということが、これは職員削減ありきという考え方ではございません。適正配置でございますから、そういったところで適切な配置をして、無駄のない行政、そしてサービスを落とさない行政を心がけるのは当然でございますから、そういう中でやはり人件費、投資的経費を削減しながら、10年後のあるべく財政計画にもっていかなきゃならないなと思っております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第15号 新市建設計画の変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第16号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第18 議案第16号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第16号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、南那須地区広域行政事務組合におきまして、老朽化したし尿処理施設及びごみ処理施設を新設整備の方針に基づき進めております。新設整備を進めるにあたり、当該規約に規定するし尿処理施設などの条文に関し、現状に合わせた文言の統一を図る必要があります。

当該規約第4条第3号、第6号及び第7号の改正については、設置及び管理運営に関する事務の文言に統一し、あわせて第6号は、当該組合直営で行われていないし尿の収集及び運搬について、文言の削除を行うものであります。

つきましては、当該規約を変更するにあたりまして、関係市町の協議が必要でありますことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第16号の広域行政事務組合の規約の変更ということでございます。この提案の内容については、今、説明されたとおりでそのとおりだと思いますが、老朽化したし尿処理施設及びごみ処理施設を新設整備する方針だということでございますが、これは私のほうでちょっと思い違いをしております、現在あるごみ処理センター、衛生センターというんですかね、あそこの敷地は建てかえは無理だと。全く新しいところに用地を求めてそこへ建てるという考えでいたんですが、そうじゃなくて、那珂川の護岸堤防をつくる位置のところから何メートルか離せば、候補地としては新設が可能だと。こういうような話を聞いたんですが、その辺、ちょっと確認をしておきたいなど。

この新設はいつのころになる計画で今検討されているのか。その点も含めて御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 前段の部分につきましては、今、議員御指摘のとおりで、そのとおりでございます。

今、那珂川の河川の堤防敷の上に一部建設がなされているわけです。当時の協議の中で、国土交通省との河川協議でこのところを認められた経緯があるようでございます。しかし、広域の議会でも御承認をいただいたこの大規模改修が今終えております。今、し尿が最終年度で行われております。2年前にこの衛生センターのごみ処理施設のほうで20億円をかけて大改修を行いました。そして、去年とことして、し尿処理の大改修が終わります。合わせて27億円です。そういった巨費を投じましてこれを改修したわけです。これは13年から15年しかもちません。さらに大改修というのはやっぱり無理なんですね。

ですから、そのときの13年あるいは15年後には、大規模改修、新設が必要だ。そういった方針で今動いているわけですね。それには70億円の投資が必要だということで、これは本当に母屋がつぶれる話ですから、そういったことがなきような準備室というか検討室を来年度から担当者2名をつけて、広域内に設置をする予定であります。

それはそれとして、これからの方針をいろいろな形で70億円の投資はとてできませんので、いろいろな角度から、新築をするのであれば、せいぜい本当に最小の経費で最大の効果が出るような施設にしたいと思っています。またあと、やはり広域的な連携も視野に入れてやらないと、大変なそれこそ本当に両市町の財政が成り立ちませんので、そのような考えのもとにこの検討室を設ける予定であります。

御質問の趣旨はそういうことで、今の堤防のところは十数年後にはいられなくなるというふうに御理解いただきたいと思います。いずれにしても、これは今の機能を保持するためにはいろいろな手法がありますけれども、今のものはそっくりそのまま水を入れた形で流動床にするのか、あるいは分別をさらに徹底をして、堆肥化を一部持っていくのか。やはり減量しないと、大型の投資になりますので、そういったところも含めて今、さまざまな角度から将来に向けた検討を始めたという段階でございますので、ひとつこれは御理解賜りたいと思います。

もちろんその位置についてはそのような御理解でよろしいと思います。

○18番（平塚英教） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第16号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 日程第19 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりです。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第7号は、所管の総務企画常任委員会に、陳情書第8号は所管の経済建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月3日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。大変御苦勞さまでした。

〔午後 4時39分散会〕